

お城を中心としたまちづくり計画（改訂版）



2024（令和6）年11月

〈目 次〉

第1章	お城を中心としたまちづくり計画について	
第1節	お城を中心としたまちづくり計画とは	2
第2節	対象エリアと位置付け	4
第2章	盛岡市の現状とお城周辺の課題について	
第1節	盛岡市の概要	8
第2節	お城周辺の現状	11
第3節	実施計画の取組状況	17
第4節	お城周辺の課題	27
第3章	目指す将来像と施策体系	
第1節	目指す将来像	30
第2節	まちづくりの方針	31
第3節	実現に向けた取組	36
第4章	計画の推進に向けて	
第1節	計画の進行管理	48
参考資料		49

第 1 章 お城を中心としたまちづくり計画について

第1章 お城を中心としたまちづくり計画について

第1節 お城を中心としたまちづくり計画とは

(1) 計画策定の経緯と改訂の背景

盛岡のまちづくりは、16世紀末の盛岡城の築城とともに、お城を中心に城下町が開かれたことに始まります。明治期に至り城内の建物の殆どは取り壊されることとなりますが、本市は県都として政治・経済などの中心的役割を担い、今日では都市機能が集積する近代的な都市として発展しました。それに伴い、まちの姿も大きく変貌を遂げましたが、その中心には常に「お城」がありました。また、石川啄木の代表作品「不來方のお城の草に寝ころびて 空に吸はれし 十五の心」と詠んだように、盛岡市民が物思いにふける心の拠り所になっています。

お城を中心としたまちづくり計画は城下町盛岡の原点かつ市街地の核である「お城」を中心とした地区において、史跡の保存と都市公園整備の調和のもと、歴史文化施設や櫻山神社参道地区などの整備を図り、お城の風格や城下町の情緒など地域の特性を活かした総合的なまちづくりを通じて都心の魅力を高め、地域の活性化を促すことを目的とし、2009（平成21）年10月に策定しました。

計画策定から10年以上経過し、約85%の事業が完了又は継続するものとなっていることから、事業の評価や更新を行う必要があります。また、盛岡市の中心市街地の活性化や歴史まちづくりに関する計画などお城周辺に関連した計画が策定されたことから、それらの計画と整合性を図るとともに、社会情勢の変化も踏まえる必要があります。このことから、構成及び取組項目などを含め、改訂を行います。

(2) 計画改訂の目的

「お城」は江戸時代から現代まで盛岡市の中心であり、未来に盛岡という都市を継承していくとき、「お城」を核としたまちづくりが必要となります。

そのため、魅力向上を図る事業の推進や進捗管理されている関連計画を支援、「お城のまち盛岡」を共通認識として持ち続けられるよう、城下町盛岡をさらに顕在化する必要があります。また、持続可能な都市の実現に向けて、整備だけではなく、今ある資源を活用した魅力の発信や創出を盛り込み、「お城＝盛岡らしさの一つ」として市民が再認識することでシビックプライドの醸成につなげることを目的とします。

（３）計画における「お城」とは

一般的に「お城」というと天守などの建造物のイメージがありますが、本計画では、石垣や内堀などの城郭遺構を含めて「お城」と呼びます。



盛岡城下図古絵（もりおか歴史文化館収蔵） 川井鶴亭画

（４）計画の期間

本計画の期間は 2024（令和 6）年度から 2033（令和 15）年度までの 10 年間とします。

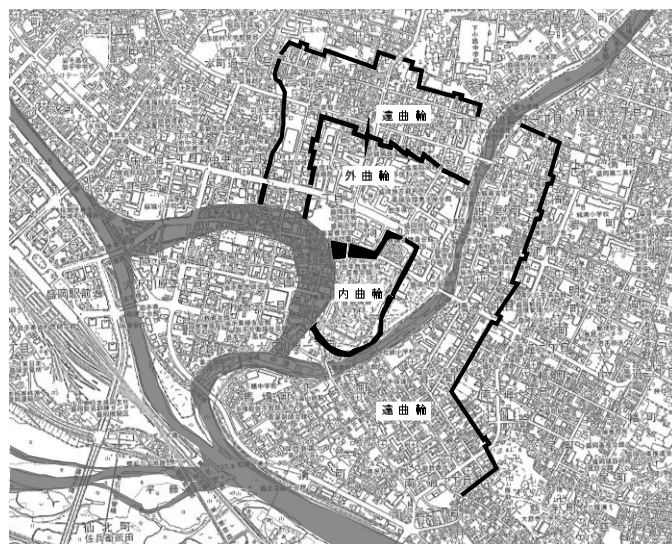
第1章 お城を中心としたまちづくり計画について

第2節 対象エリアと位置付け

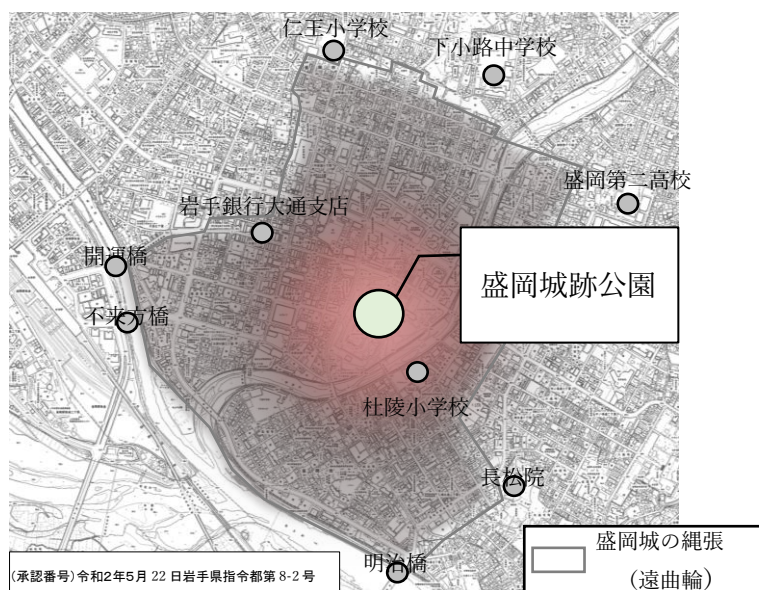
(1) 計画の対象エリア

江戸時代の盛岡城の基本構成は、旧北上川と中津川の合流点の突出した小丘陵に内曲輪（御城内）を配置し、内曲輪の全体を水堀と北上川と中津川の河川を巡らせ、南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪（内丸）を設けています。さらに外側に一条の塁濠を巡らし、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に町人や諸士の屋敷地であった遠曲輪（総構え）を配置しています。この遠曲輪までが盛岡城の縄張でした。

このことから、お城を中心としたまちづくり計画においても、遠曲輪まで計画の対象エリアとし、懐かしさと賑わいのあるまちを目指します。



盛岡城の縄張



計画の対象エリア

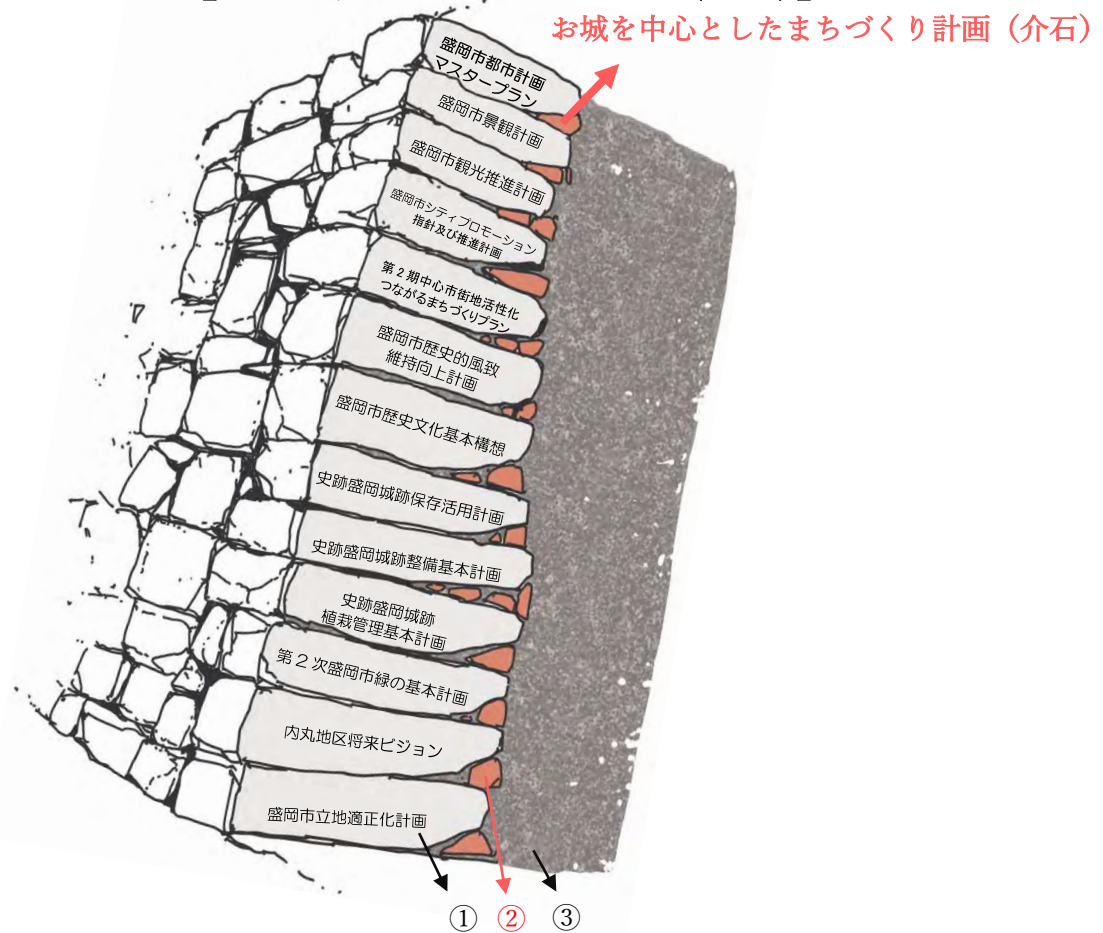
(2) 計画の位置付け

お城を中心としたまちづくり計画は、対象エリア内に事業をもつ関連計画に対し、計画の将来像の実現に向け、意見や提言を行うことで、課題解決に向けサポートする計画です。また、関連計画をつなげることで、課題解決に向け、各計画を相互に強固なものとしします。

石垣の構造をイメージとして例えると、石垣を盛岡市総合計画・基本構想とした場合、石垣を構成し、石壁となる築石に関連計画、築石同士を支える介石にお城を中心としたまちづくり計画があたります。

関連計画については、概要を参考資料に記載します。

【盛岡市総合計画・基本構想（石垣）】



お城を中心としたまちづくりイメージ

石垣：築石や裏込石など全構成物の総称

①築石：石垣の面を構成している石材

②介石：築石などの裏面に位置し、支える役割を持つ石材

③栗石：築石の裏込めなどに用いられている円礫

第 2 章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

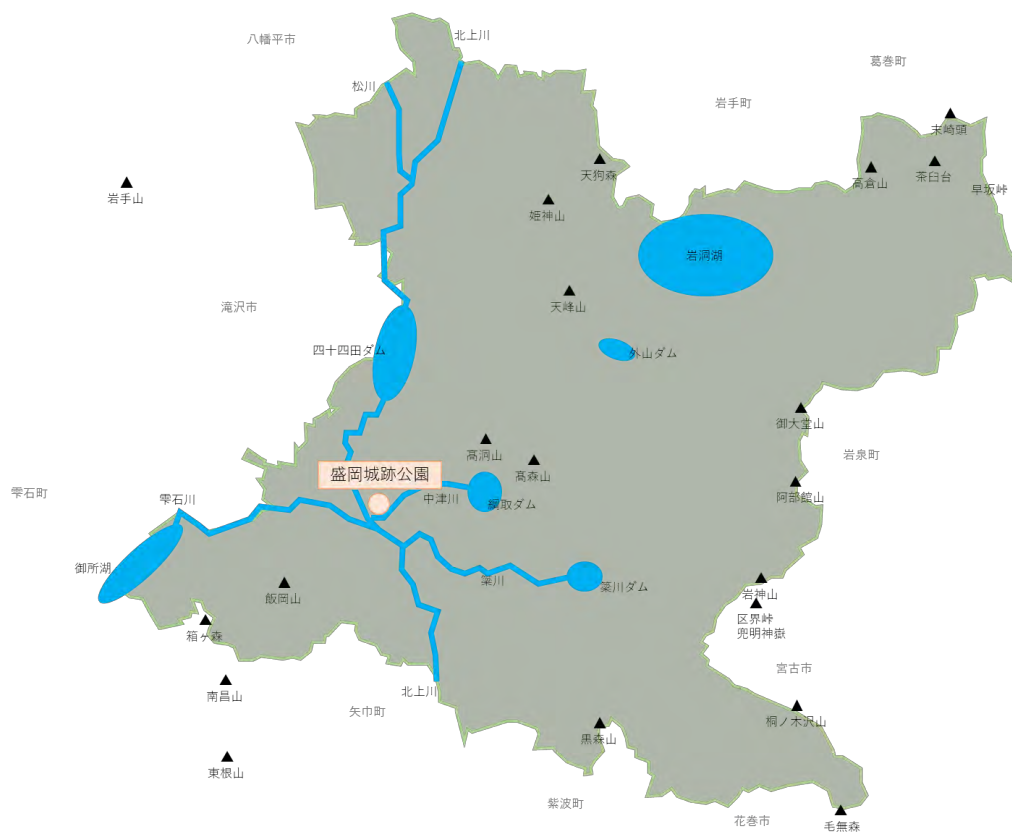
第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

第1節 盛岡市の概要

(1) 位置・地形・地質

本市は、岩手県のほぼ中央に位置し、東西は約 45.5km、南北は約 40.7km にわたり最高点は市域の南東部に位置する早池峰山に連なる毛無森(けなしもり)の標高 1,427.2m、最低点は北上川流域乙部の標高 99m で、総面積は 88,647ha です。

奥羽山脈と北上山地の間を北上川本流が北から南へ流れ、西方の奥羽山脈から松川、雫石川、東方の北上山地から中津川、築川(やながわ)などがそれに合流しています。ダム湖などの静水域も多く、水質も良好で水量も豊富です。中央の平坦な河岸段丘(かがんだんきゅう)に本市の中心部が形成されています。北上川西岸部は、北上川と雫石川によって形成された沖積平野(ちゅうせきへいや)で、田園地帯が広がっています。また、北上川の東部は北上山地に続く起伏の多い丘陵地帯で、姫神山を前衛に、その奥地に市域の境界を成す毛無森、阿部館山(あべたてやま)、茶臼台(ちゃうすだい)などの 1,000m を超える山々が連なっています。

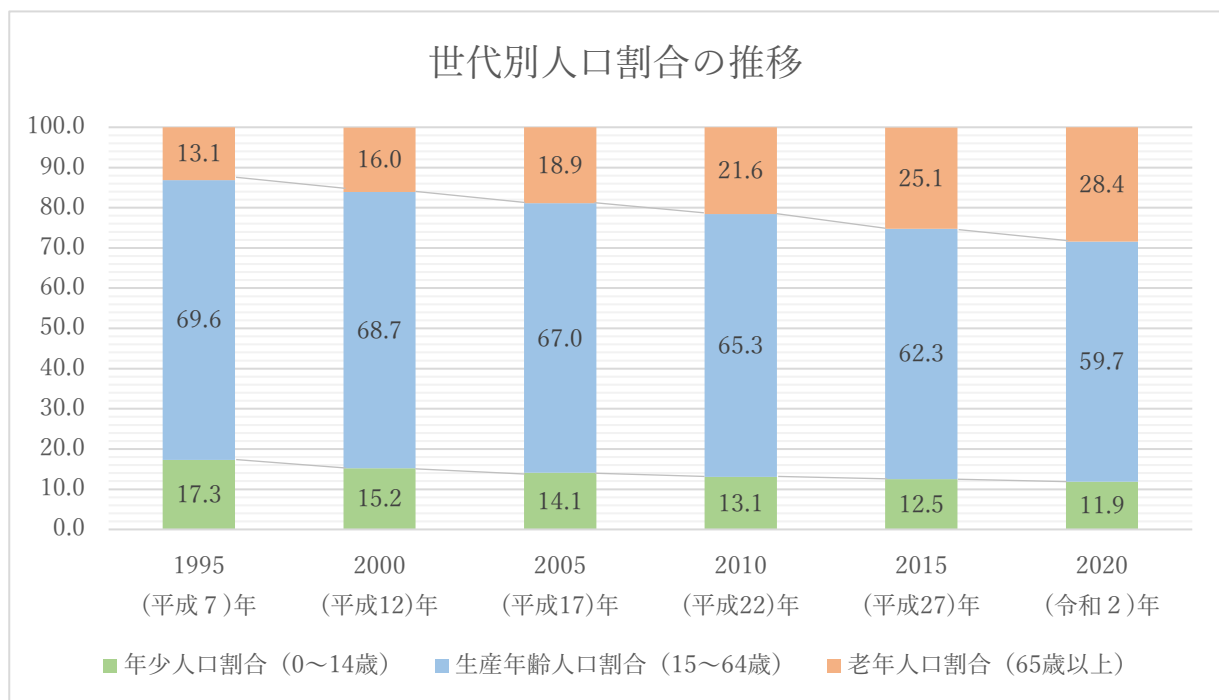


(2) 盛岡市の人口

本市の総人口は、2000（平成12）年の302,857人をピークに減少しており、2023（令和5）年には283,956人となっています。今後も人口減少が進むと予想されています。

年齢3区分別人口割合の推移は、年少人口が1995（平成7）年から2020（令和2）年で5.4%減少している一方、老年人口は15.3%増加しており、少子高齢化が進行しています。

	1995 (平成7)年	2000 (平成12)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年	2023 (令和5)年
人口(人)	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	289,731	283,956
増減	—	2,134	△2,111	△2,398	△717	△7,900	△5,775
増加率(%)	—	0.7	△0.7	△0.8	△0.2	△2.7	△2.0



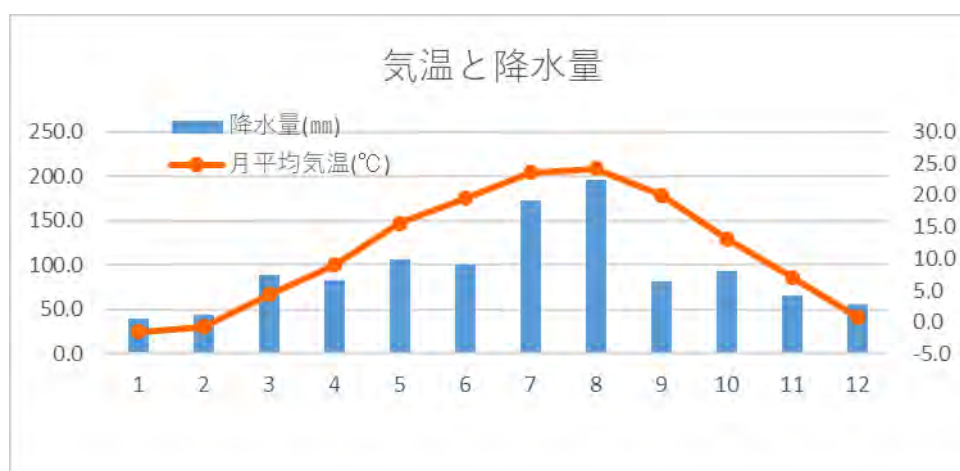
資料：令和2年国勢調査

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

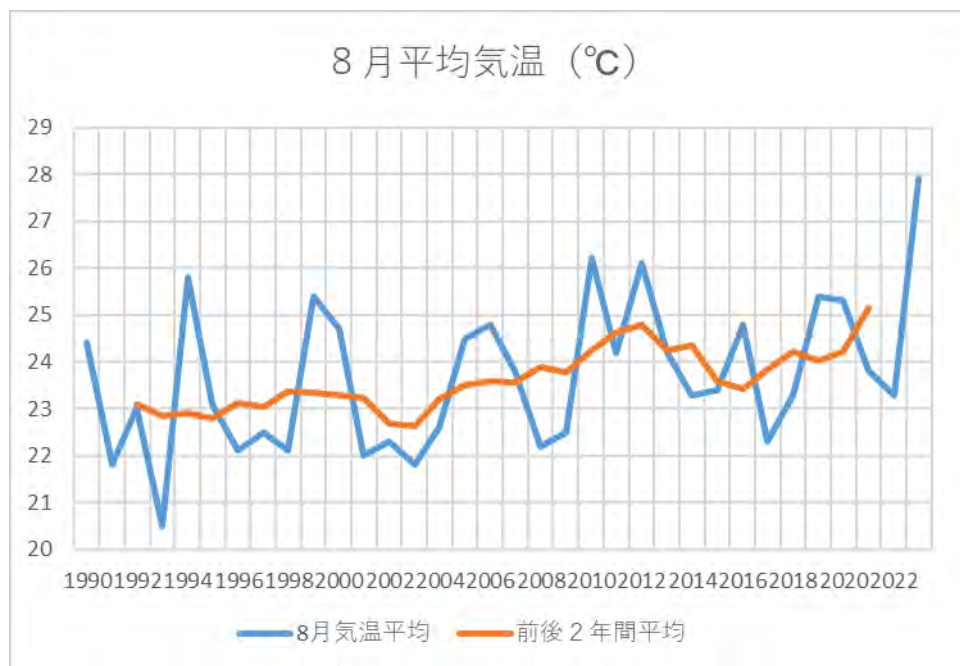
(3) 気象

本市の気象は、奥羽山脈と北上山地に挟まれた盆地地形の影響により、寒暖の差が激しい典型的な内陸性の気候です。2018（平成30）年から2022（令和4）年における平均気温は、11.3度であり、年間降水量は約1,130mmです。降水量は、6月～10月に集中するのが特徴です。

また、最も気温が高くなる8月の平均気温は、前後2年間平均の動向をみると、近年、上昇傾向にあります。



資料：気象庁データ（2018年～2022年）平均



資料：気象庁データ

第2節 お城周辺の現状

お城を中心としたまちづくり計画は主に内丸地区、大通・菜園地区、河南地区の一部を対象エリアとして位置付けます。

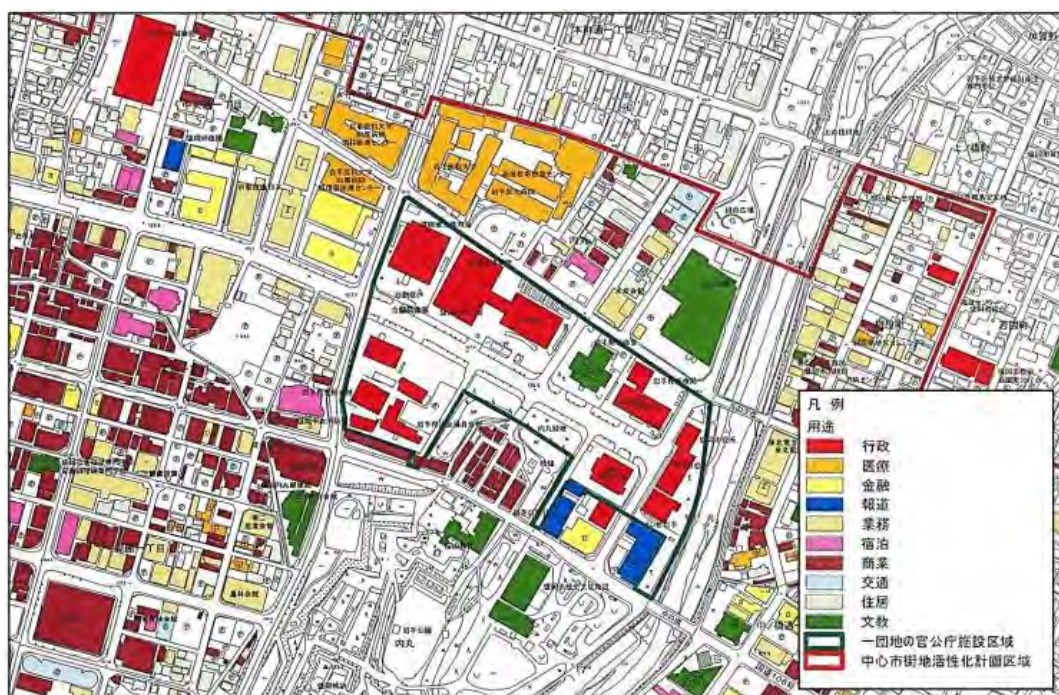


第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

(1) 内丸地区

内丸地区は、盛岡駅東口地区から盛岡バスセンターのある河南地区にかけて東西に広がる中心市街地のエリアのほぼ中央に位置しています。内丸地区の中心部分には、国、岩手県、盛岡市などの行政機関のほか、医療機関、金融機関、報道機関、岩手県民会館や岩手県公会堂などの文教施設が立ち並んでいます。内丸地区に隣接する中央通を中心とした地域には、地元企業の本社や県外企業の支店など多くのオフィスビルが集積し、盛岡市のみならず岩手県の経済活動の中心となっています。

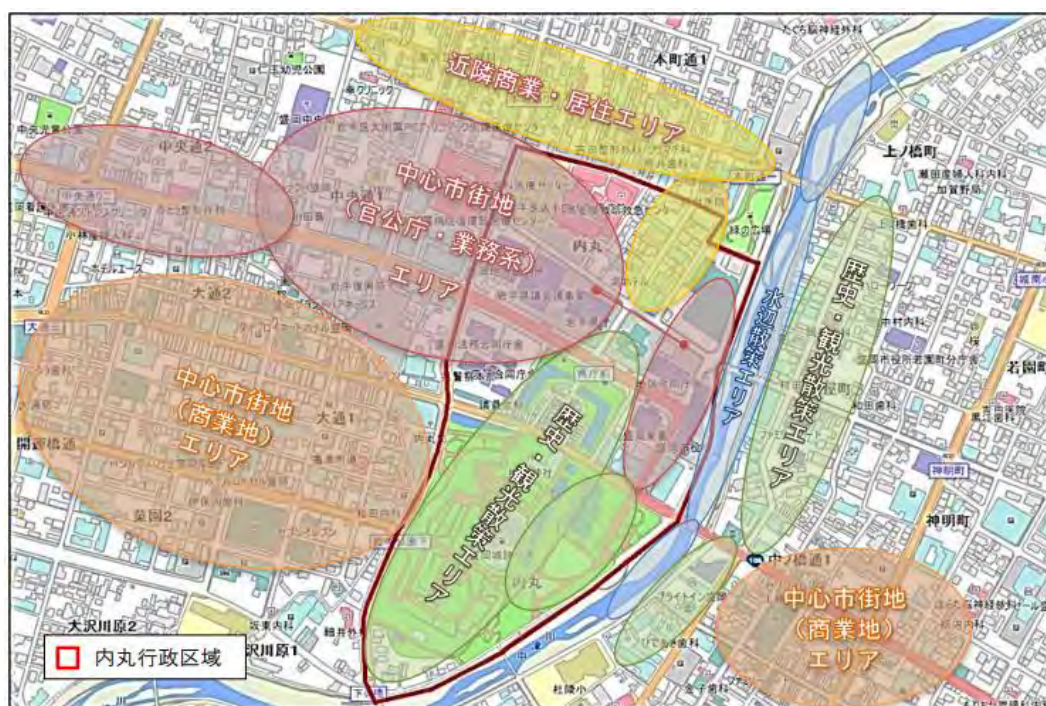
また、各種機関や企業には盛岡市内と周辺市町から多くの住民が通勤しているほか、岩手医科大学附属内丸メディカルセンターなどの医療機関を受診する患者などが平日昼間を中心に集中しており、周辺の地域に消費や飲食、公共交通機関の利用などの副次的な経済効果を生んでいるとみられています。



内丸地区に立地する建築物の状況（用途）

出典：内丸地区将来ビジョン

内丸地区周辺のエリアを見ると、内丸地区の南側には盛岡城跡公園（岩手公園）があり、櫻山神社の参道にある飲食店街や鶴ヶ池・亀ヶ池と一体となった観光スポットとして、中津川の水辺や対岸の紺屋町などとともに歴史・観光散策エリアを形成しています。また、内丸地区の北側は、隣接する本町通とともに、官公庁、オフィス、病院の関係者や利用者のための物販や飲食店が立ち並ぶほか、周辺住民のための近隣型商業店舗と住居が混在する近隣商業・居住エリアとなっています。



内丸地区周辺のエリア概略図

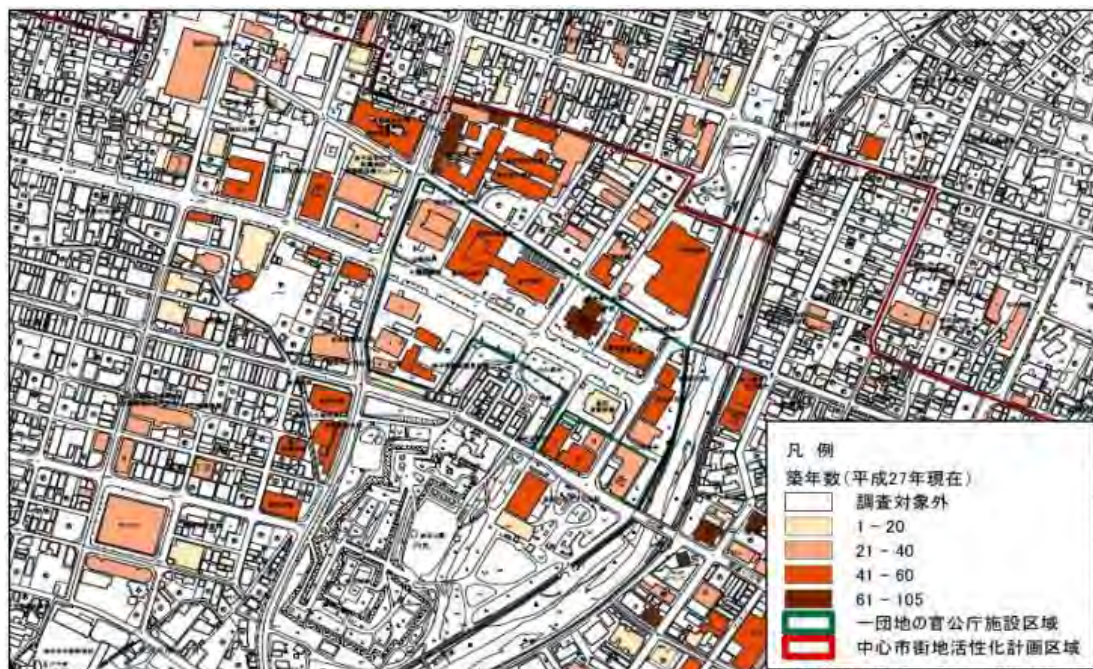
出典：内丸地区将来ビジョン

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

内丸地区の建物群は、盛岡市庁舎本館をはじめ、国の盛岡合同庁舎、岩手県庁舎、県盛岡地区合同庁舎などの官公庁のほか、金融、報道機関等の建物の一部が築50年を経過しています。東日本大震災を受け耐震補強工事を実施した建物もありますが、耐用年数の延伸にも限界があるため、多くの建物が近い将来に建替え等に着手せざるを得ない状況となっています。また、岩手医科大学附属病院が移転したことから、その跡地の土地利用について、都市構造や中心市街地活性化等の観点から土地利用を図っていく必要があります。

これらの建物は、個人の自動車保有台数が大幅に伸びる昭和50年代以前に建築されており、敷地に駐車場等の余剰面積が少ないことから、その機能を維持しながら現在地に建て替えようとする場合には、別の場所に仮設庁舎等を確保して一時移転し、現状建物を解体、建替え後に再移転する必要があるため、時間及び費用の面で大きなデメリットを抱えることになります。

既に、2011（平成23）年には盛岡合同庁舎1号館が、2016（平成28）年には盛岡中央消防署が、耐震性の確保や行政機能の拡張などを目的として、ともに盛岡駅西口地区へ移転しており、建築物の用途を官公庁に限定している「一団地の官公庁施設」についても、今後のまちづくりの方向性を踏まえた検証が必要となっています。

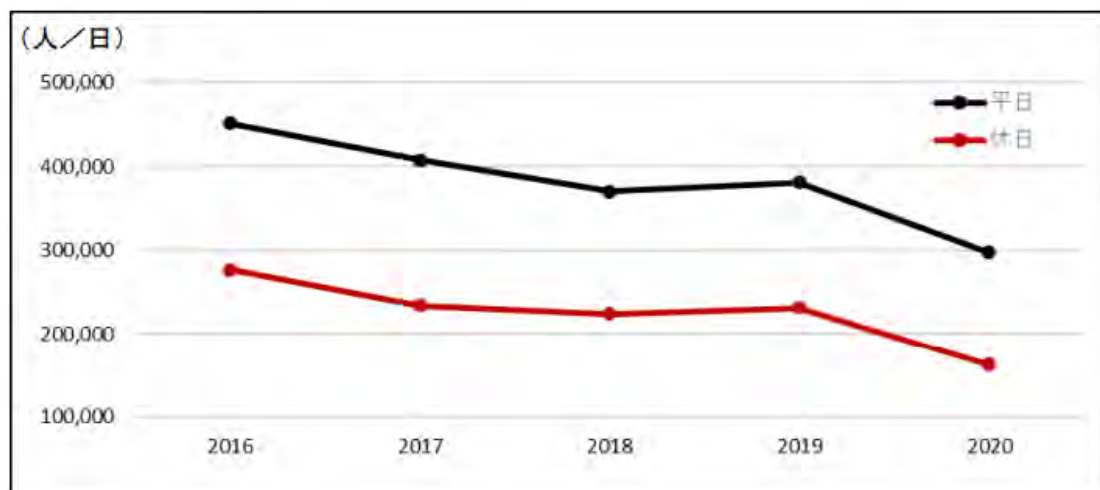


内丸地区周辺の建築物の状況（築年数）

出典：内丸地区将来ビジョン

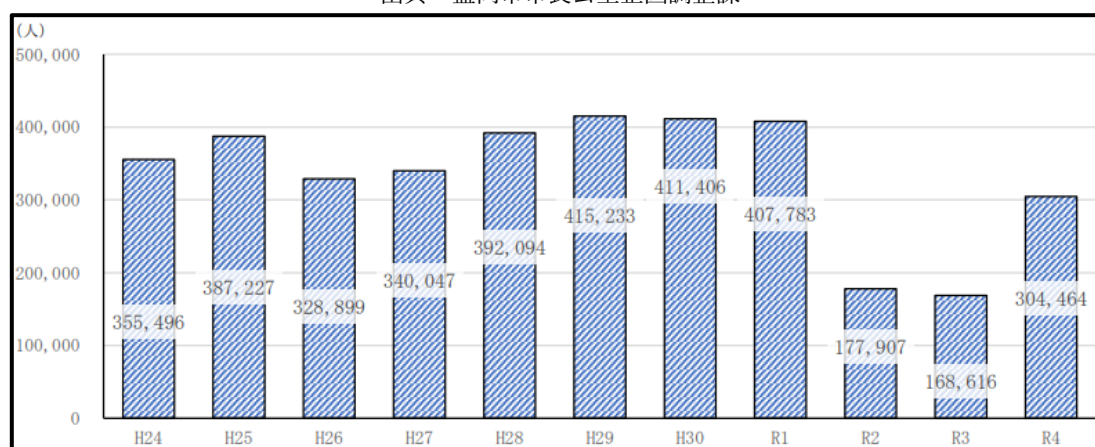
内丸地区付近の2016（平成28）年から2020（令和2）年の1日当たりの流動人口合計（各年7月における毎時の平均流動人口を積算した数値）は平日、休日ともに減少傾向にあり、5年間で平日は約15万人／日、休日は約12万人／日の減少となっています。今後は、人口減少による市場の縮小が見込まれる上、働き方改革や新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、官公庁や企業において手続きのオンライン化やリモートワークの普及が急速に進んでおり、人々の生活様式や行動の変化が周辺地域の経済に与える影響についても注視していく必要があります。

また、中心市街地における観光施設の入込数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により低下しましたが、近年増加傾向にあります。ニューヨークタイムズ紙が発表した「2023年に行くべき52カ所」において、盛岡市がロンドンに次ぐ2番目に紹介された機を逃さずに盛岡市の魅力を発信し、地域経済の活性化につなげていくことが求められます。



内丸地区付近の1日当たり流動人口合計（2016～2020 年（7月））

出典：盛岡市市長公室企画調整課



中心市街地の観光施設入込数

出典：盛岡市交流推進部観光課

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

（2）大通・菜園地区

大通・菜園地区には、メインストリートである大通を中心に、服飾などを販売する小売店舗や飲食店が立ち並ぶほか、百貨店や地元資本の大型商業施設が立地しています。また、昭和初期からの映画館が立ち並ぶなど、エンターテインメント機能も有しており、盛岡市の商業の中心として、消費や飲食、遊び、文化など多方面における賑わいを生み出している地区です。

一方、小売店舗が撤退した後の空き店舗には飲食店が入居する傾向が強く、現在、大通・菜園地区を最も特徴づけているのは飲食・サービス業となっています。今後、小売店舗の撤退と飲食・サービス業の増加傾向が続いた場合、周辺の住民や従業者にとっての利便性は向上する半面、人口減少が進む中にあることは、従業人口の動向が地区の賑わいに大きな影響を及ぼす可能性があります。また、魅力的な小売店舗やエンターテインメント機能を維持できなければ、休日における流動人口の減少も懸念されます。

（3）河南地区

かつて盛岡城下の商業の中心地として栄えた河南地区は、現在も全蓋式アーケードのホットライン肴町に多数の店舗が立ち並び、主に日常生活関連の商業機能を有しています。また、明治時代には盛岡の金融街が形成されていたことから、当時の面影を残す銀行などの歴史的建造物が観光資源となっています。

また、2022（令和4）年10月には盛岡バスセンターが開業したほか、2019（令和元）年に閉店した大型商業施設の跡地でも2024（令和6）年7月には複合商業施設が開業したため、今後は交通の要所としての役割の復活や商業機能の充実などにより、地域の賑わいの創出や交流人口の増加が期待されています。

第3節 実施計画の取組状況

2009（平成 21）年に策定した当初計画では、主要な施設や歴史的建造物、文化財や観光など、地域の特性となる様々な魅力資源の集積から、「史跡・公園エリア」と「お城周辺エリア」の2つのエリアの構成とし、それぞれ4つの方針に基づき、実施計画をまとめています。この計画に基づき、史跡盛岡城跡における今後の活用の指針となる「史跡盛岡城跡保存活用計画」の策定、「もりおか歴史文化館」や「ビクトリアロード」などのハード整備、また、審査を経て、火気の仕様など公園の規制の一部を免除する「公園活性化プラン」により公園利用の促進などにおいて一定の進捗が見られました。今後は引き続き、「公園活性化プラン」などによる公園利用促進のための取組に加え、城下町盛岡や史跡盛岡城跡の理解を深めるため、城下町らしい景観づくりや盛岡の歴史を学ぶための教材となる副読本の作成などに取り組んでいく必要があります。

2022（令和4）年度までの取組状況について、次のとおり整理します。

【表中における取組状況の判別（令和4年度末時点）】

完了

継続

未着手

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

I. 史跡・公園エリア

1. 城下町盛岡のシンボルとなる公園づくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 盛岡のシンボルとして、親しみと誇りの拠点となる公園づくり		
ア	史跡盛岡城跡保存管理計画の策定	取組状況
	将来的な公園整備・史跡整備の基本方針を定めた「史跡盛岡城跡保存管理計画」を2011（平成23）年度に策定しました。	完了
イ	史跡盛岡城跡保存整備事業の継続	取組状況
	石垣変位調査に基づき、三ノ丸の南東部や北西部の石垣修復工事に着手しました。今後も継続して、変位調査を実施し、適宜修復工事を行うほか、未着手である遺構説明板設置などの史跡保存整備や公園施設整備が必要です。	継続
ウ	史跡盛岡城跡普及・活用資料の作成	取組状況
	財源の確保が難しく、石垣解説パンフレットの作成や小学生児童用副読本などの作成に至りませんでした。優先順位をつけながら財源の確保に向けた取組が必要です。	未着手
エ	鶴ヶ池・亀ヶ池の水質改善と管理の基準化	取組状況
	浄化のための取水施設を整備し、施設の維持管理を行っています。今後も引き続き施設の維持管理を行うほか、鶴ヶ池及び亀ヶ池の協働による清掃や外来種の駆除などの活動を行います。	継続
オ	鶴ヶ池・亀ヶ池の整備・活用	取組状況
	鶴ヶ池及び亀ヶ池周辺の整備や活用については、史跡盛岡城跡整備基本計画において検討しました。また、東大通駐車場の在り方については、櫻山神社参道地区のまちづくりと併せた整備を目指します。	継続
(2) お城の歴史や由来、園内の案内など、分かりやすい公園づくり		
ア	盛岡城跡公園案内板・サイン整備	取組状況
	財源の確保が難しく、公園全体の統一したサイン計画の策定に至りませんでした。今後は公園全体の意匠の統一や公園周辺のサイン計画など城下町もりおかを形成するため、策定に向けて重点的に取り組みます。	未着手

(3) お城ならではのイベントの開催による交流と賑わいの公園づくり		
ア	盛岡城跡公園（史跡盛岡城跡）の活用	取組状況
	2023（令和5）年度内に彦御蔵の消防施設などを設置する予定です。今後の活用方法については、史跡盛岡城跡整備基本計画にて検討します。	継続
イ	市民協働によるイベントの推進	取組状況
	いしがきミュージックフェスティバルや農業まつりなど、賑わい創出に寄与するイベントを企業や商店街などの多様な主体とともに開催しました。今後も引き続き、市民協働によるイベントを推進します。	継続
ウ	各種団体との連携によるまちづくりの検討	取組状況
	「大ザリガニ釣り大会」や「ホホホの森探検隊」など盛岡城跡公園で市民活動を行いました。今後も盛岡城跡公園の利用促進のため、公園規制の緩和などの取組や窓口の明確化を行います。	継続
(4) 施設の充実により利便性を高め、安心して憩える公園づくり		
ア	都市公園のユニバーサルデザインの推進	取組状況
	来園者や観光客へのおもてなしのあるサービスを提供するため、もりおか歴史文化館内に「お休み処」を開設しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により閉所しました。また、バリアフリー化については、文化財としての公園の在り方を踏まえ、園路整備の際に検討が必要です。	継続
イ	都市公園整備計画の策定	取組状況
	将来的な公園整備・史跡整備の基本方針を定めた「史跡盛岡城跡保存管理計画」を2011（平成23）年度に策定しました。（再掲）	完了



石垣解体の様子



大ザリガニ釣り大会の様子

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

2. お城らしい風格ある景観づくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) お城の風格と自然環境を活かした、魅力的な景観づくり		
ア	屋外広告物条例による規制誘導	取組状況
盛岡市屋外広告物条例及び規則等を平成24年4月1日に改正施行し、景観計画に即した区域区分を設け、眺望景観保全地域や歴史景観保全地域の良好な景観に調和するよう屋外広告物の高さや面積の制限を設けました。今後も条例に基づいた指導が必要です。		継続
イ	景観に配慮した公園づくり	取組状況
ヒマラヤシーダーの伐採など樹木を整理し、「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」で設定した視点場からの石垣の眺望の確保を行いました。今後も計画に基づき、樹木を整理するほか、景観に配慮した施設の改修を行います。		継続
ウ	お城らしい景観づくり	取組状況
景観法に基づき、建築行為等の届出を審査し、建築物等の色彩や形態意匠を歴史的景観に調和するよう指導しました。今後も引き続きお城らしい景観づくりを行います。		継続
(2) お城から岩手山などの眺めを大切にした眺望景観づくり		
ア	盛岡城跡公園の景観計画の位置付け	取組状況
景観法に基づく届出を審査し、全ての建築行為等について、岩手山や南昌山などの眺望が確保できる高さに適合するよう指導しました。今後も引き続き眺望確保に努めます。		継続



二ノ丸から岩手山の眺望



樹木が適正に管理された公園

3. 歴史遺産の継承と学びの拠点づくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 歴史的・文化的背景を活かした都市型ミュージアムづくり		
ア	歴史文化施設整備事業	取組状況
	市民や観光客などが盛岡の歴史や文化に触れることができる拠点施設「もりおか歴史文化館」を開館しました。また、それに伴い施設周辺の既存植栽の整理を実施しました。	完了
イ	市民との協働による歴史文化事業の展開	取組状況
	もりおか歴史文化館の前庭を整備し、多くのイベントに活用されています。今後も前庭の活用を促進します。	継続
(2) お城と歴史文化施設が一体となった新たな観光スポットづくり		
ア	歴史文化施設周辺環境整備事業	取組状況
	もりおか歴史文化館の前庭にあたる部分を「もりおか・城と城下町フィールドミュージアム」の基点として環境整備を行いました。	完了
(3) 中心市街地で展開する「城下町フィールドミュージアム」づくり		
ア	中心市街地をフィールドミュージアムの「屋外展示」として活用	取組状況
	もりおか歴史文化館を整備しましたが、「屋外展示」としての活用に至りませんでした。今後は、まちづくりへと連動するよう関係機関と調整を行います。	継続



もりおか歴史文化館



もりおか歴史文化館前庭

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

4. 人々が集い、情緒と賑わいのまちづくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 大手先（櫻山神社参道地区）を軸に、史跡を活かした情緒と和風感あるまちづくり		
ア	櫻山神社参道地区の在り方の検討	取組状況
	櫻山神社参道地区の利用実態調査などを実施しました。今後も関係者と協議を行い、方向性について検討します。	継続
イ	櫻山神社参道地区の整備	取組状況
	遺構確認調査や整備方法の検討に至りませんでした。今後も関係者と協議を行い、方向性について検討します。	未着手
(2) 歴史文化施設と大手先（櫻山神社参道地区）が連携した観光まちづくり		
ア	史跡・公園エリアの活性化策の検討	取組状況
	来園者や観光客へのおもてなしのあるサービスを提供するため、もりおか歴史文化館内に「お休み処」を開設しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により閉所しました。今後は盛岡秋まつりなどのイベントを引き続き実施します。	継続
(3) 大手先（櫻山神社参道地区）の周辺地区の一体感による賑わいのあるまちづくり		
ア	内丸緑地の活用の検討	取組状況
	倒木の危険性があった樹木を伐採するなど維持管理（岩手県管理）が行われています。今後の方向性については（仮称）内丸プランを踏まえて検討します。	継続



櫻山神社参道地区



樹木伐採後の内丸緑地

II. お城周辺エリアのまちづくり

1. 地域の魅力を活かし、城下町盛岡の中心となるまちづくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 城下町盛岡にこだわった、個性的で魅力的なまちづくり		
ア	大手先（櫻山神社参道地区）の歩道整備・電柱類地中化	取組状況
	整備の方針が定まらず、歩道整備や電線地中化を実施するに至りませんでした。今後は、(仮称)内丸プランや桜山神社参道地区のまちづくりの方向性と併せ、検討します。	未着手
イ	城下町盛岡の商業の活性化	取組状況
	中心市街地に魅力的な個店を誘致し、商業の活性化を図るために空き店舗に出店する事業者に対し、改装工事費の一部を補助しました。	完了
(2) お城の歴史や旧町名など、伝統と文化を伝えるまちづくり		
ア	既存旧町名由来板の検証と更新	取組状況
	町名由来記（昭和 54 年作成）について再度検証を行い、平成 22 年 2 月に「城下盛岡町名由来記（改訂版）」を作成し、簡易冊子の発行及び市公式ホームページへの全文掲載を行いました。この改訂に基づき既存の町名由来板（エリア内設置数 4 基）の板面の更新を実施し、その後は定期的な巡視及び必要に応じた修繕を行い、適正な管理に努めています。	継続
イ	城下町盛岡の PR	取組状況
	県外各地で「盛岡デー」や「盛岡の名品と観光展」を開催し、盛岡市及び盛岡ブランドの知名度向上と観光客やコンベンションの誘致を図りました。	完了

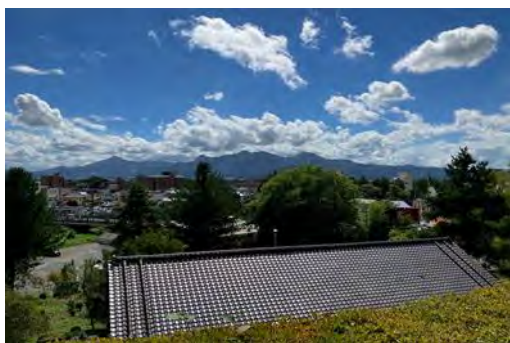


旧町名由来板（大手先）

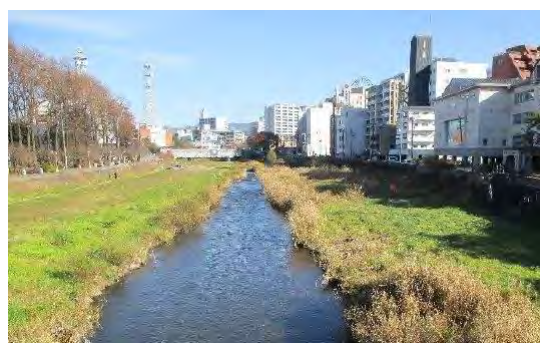
第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

2. お城周辺ならではの景観まちづくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 城下町盛岡らしい風格のあるまちづくり		
ア	盛岡城跡周辺の景観計画の位置付け	取組状況
	盛岡城跡公園を含む、景観計画における歴史的景観地域内及び眺望景観保全地域内の建築行為について指導しました。	継続
イ	都市景観シンポジウムの開催	取組状況
	より良い都市環境を守り、つくり、総合的な住み心地良さへ育てることを目的に、都市景観施策の一環として都市景観シンポジウムを開催しました。	継続
(2) 公園と中津川が、一体で風景となるまちづくり		
ア	お城と連続性のある中津川の環境保全	取組状況
	中津川の河川敷における樹木の伐採等にかかる届出が提出された際に、必要な助言や指導を行いました。	継続
イ	中津川河川敷と盛岡城跡公園の連携利用	取組状況
	河川敷を活用した映画上映会や地域住民と官公庁が協働して河川樹木の整理を行う「だんご石プロジェクト」を実施しました。	継続



盛岡城跡公園からみた南昌山



中津川

3. 共につくる、賑わいのあるまちづくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 地域が一体で取り組む、暮らしに選ばれるまちづくり		
ア	「まちなか住居」の促進	取組状況
	サービス付き高齢者向け住宅の登録や更新、岩手県居住支援協議会における県及び他市町村との連携のための情報交換会などを実施しました。	継続
(2) 城下町盛岡らしい魅力の情報発信と交流を生み出すまちづくり		
ア	「映画の街盛岡」の推進	取組状況
	「映画の街盛岡」として映画をキーワードに各種ソフト事業を展開することで城下町盛岡の魅力向上と来街者の増加、及び中心市街地エリアの回遊性を高めました。	継続
イ	お城周辺の活性化	取組状況
	商店街等が実施するイベント等に係る費用の一部を補助し、お城周辺エリアをはじめとする中心市街地エリア等の賑わいの創出を図りました。	継続
ウ	つどいの広場管理運営事業	取組状況
	子育て中の親子を対象に、子育てや育児について気軽に相談できる仲間が集う場として、大通の「KOKKO (こっこ)」及び河南地区の「にこっこ」をNPO法人に委託して運営しました。	完了



櫻山横丁路上テラス（サクヨコ）



お弁当パラダイス（大通商店街）

第2章 盛岡市の現状とお城周辺の課題について

4. 交流人口の誘導と回遊性を高めたまちづくり

まちづくりの展開と実施計画		
(1) 交通アクセスが良いまちづくり		
ア	「まちなか観光」の推進	取組状況
	市内に点在する観光資源に触れてもらうため、ウォーキングイベントや盛岡さくらまつりなどのイベントを実施しました。	継続
(2) まち歩きが楽しめる、歩行者に優しいまちづくり		
ア	ビクトリアロード整備事業	取組状況
	盛岡地区かわまちづくり事業やもりおか歴史文化館と連携し、中津川や盛岡城跡公園が一体となった、魅力的で活力ある街並みの実現を図るため、ビクトリアロードの高品質化整備を実施しました。	完了
イ	盛岡地区かわまちづくり事業	取組状況
	河川敷を活用した映画上映会や地域住民と官公庁が協働して河川樹木の整理を行う「だんご石プロジェクト」を実施しました。(再掲)	継続
ウ	菜園地区の歩道整備・電線類地中化整備	取組状況
	お城周辺の回遊性の向上と盛岡駅方面からのアクセスを高めるため、菜園地区の歩道整備や電線地中化工事を実施しました。	完了
エ	花と緑のガーデン都市づくり	取組状況
	市民・事業者・行政の協働により、ハンギングバスケットを軸とした花と緑があふれるまちづくりに取り組みました。	継続
オ	まちなかの遊休不動産の活用と現代版家守による地域再生	取組状況
	中心市街地活性化を図る社会実験として、空き店舗を活用し、子育て世帯を対象とした立ち寄りサロン「まちなか保育学校」を開設し、交流人口と歩行者通行量の増加を図りました。現在は閉所しています。	完了
(3) 歩行者と自転車が安心して移動できるまちづくり		
ア	歩いて楽しむ中心市街地形成戦略	取組状況
	中心市街地の回遊性の向上のため、歩行者や自転車の優先エリアなどを囲む外周の道路整備などを実施しています。	継続

第4節 お城周辺の課題

(1) 城下町らしい風格のあるまちづくり

近年、道路環境の整備やビル及びマンションの建築物等で現代化が進み、城下町として栄えていた盛岡の面影が少なくなってきました。また、持続可能な都市の実現に向けて、整備を進めるだけでなく、今ある資源を利活用した魅力の発信や創出が必要です。

したがって、「お城＝盛岡らしさの一つ」という共通認識を盛岡市民が持ち、シビックプライドの醸成につなげるため、「お城」を核とした城下町らしい風格のあるまちづくりを行います。

(2) 歴史文化遺産や伝統芸能の継承

盛岡市民のシビックプライドの醸成のためには、盛岡市の今ある歴史文化遺産や伝統芸能の学習や継承が必要ですが、若い世代が盛岡の歴史や伝統を学習するためのパンフレットや副読本などが少ない状況です。

したがって、幼少期から盛岡の歴史に触れる機会を創出するため、引き続き伝統芸能等には助成金などの補助を行うほか、パンフレットや副読本などの作成に取り組み、歴史文化遺産や伝統芸能の継承を行います。

(3) 交流人口の維持・拡大と魅力の向上

内丸地区付近の2016（平成28）年から2020（令和2）年の1日当たりの流動人口は平日、休日ともに減少傾向にあり、また、中心市街地の年間小売販売額も減少傾向にあることからお城周辺の魅力の低下が懸念されています。

したがって、魅力向上のため、利用しやすい公園を目指し、規制の緩和を行うほか、観光情報やイベントなどの情報発信、イベントの支援などを市民や企業、大学などの多様な主体と共に推進し、交流人口の維持・拡大と魅力の向上を図ります。

第 3 章 目指す将来像と施策体系

第3章 目指す将来像と施策体系

第1節 目指す将来像

当初計画では、城下町盛岡の原点かつ市街地の核であるお城を中心とした地区において、史跡の保存と都市公園整備の調和のもと、歴史文化施設や櫻山神社周辺地区などの整備を図り、お城の風格や城下町の情緒など地域の特性を活かした総合的なまちづくりを通じて都心の魅力を高め、地域の活性化を促すことを目的とし、目指す将来像を「お城をシンボルとした、風格と賑わいのある魅力都心 ～お城からはじまるまちづくり～」としていました。

今回の改訂では、盛岡の街並みが江戸時代の城下町を基本としながらも、その後にく近現代の歴史的建造物も多数残っていることから、重層的な歴史性を表現し、いつの時代にも記憶の残るまちを目指すため、「風格」という言葉を「懐かしさ」と変更します。また、地名を明記し、将来像に城下町盛岡を継承していく意思を込め、「魅力都心」という言葉を「まち盛岡」に変更します。

お城をシンボルとした、懐かしさと賑わいのあるまち盛岡
～お城からはじまるまちづくり～

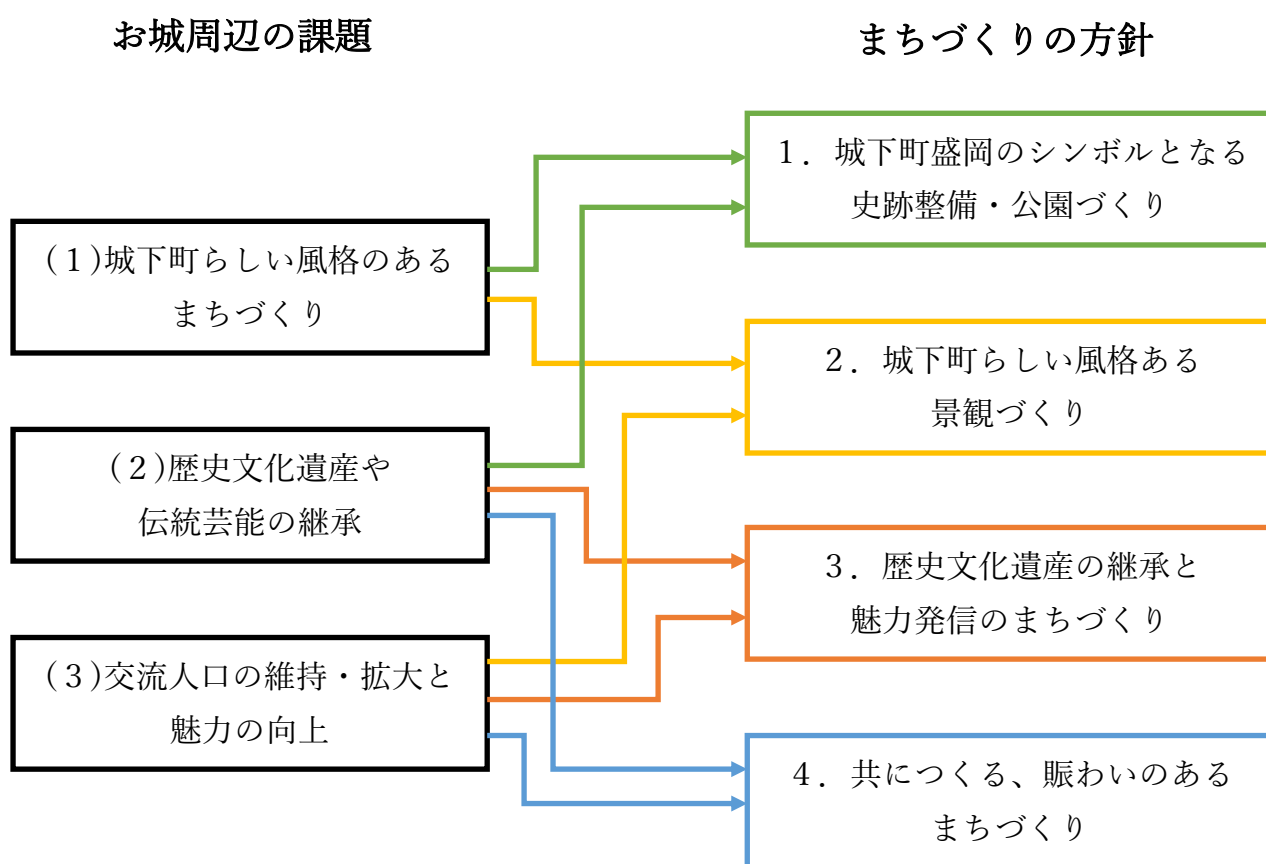


上空から見たお城

第2節 まちづくりの方針

当初計画では盛岡城跡公園とその周辺エリアの2つに分けて、それぞれ4つの方針を示していました。今回の改訂では、遠曲輪まで含めた全エリアを対象として一つにまとめ、第2章第3節で示したお城周辺の課題を踏まえ、以下の4つの方針とします。

また、関連計画で様々な施策が行われている中で、本計画では特にも、城下町の風情に調和したまちの意匠を形成するため、「2. 城下町らしい風格ある景観づくり」を重点的に取り組みます。



第3章 目指す将来像と施策体系

1. 城下町盛岡のシンボルとなる史跡整備・公園づくり

盛岡城跡は“最北の総石垣の城”として評価され、“日本 100 名城”に選出されています。また、重要な史跡として国の指定を受け、今では訪れる人々に往時を偲ばせる、憩いと安らぎの都市公園として親しまれています。お城の静かな奥深い雰囲気や、石垣と樹木からなる自然な佇まいを、まちなかにある市民共有の貴重な財産として守るとともに、本市最大の地域資源と捉え、城下町盛岡のシンボル及び市民の親しみと誇りの拠点としてこれを活かしたまちづくりと情報発信を行ないます。

ついでには、史跡盛岡城跡を適切に保存活用するほか、盛岡城跡公園の鶴ヶ池や亀ヶ池の水質改善と維持管理を行うとともに、統一されたデザインの公園とするため、建築物や説明板などの指針となるサイン計画を策定し、計画に基づく整備を行います。これらの盛岡城跡公園の整備は、盛岡市民のシビックプライドにつなげられるよう、市民や企業、大学などの多様な主体と連携しながら整備を進めます。

また、内丸緑地や櫻山神社参道地区は、史跡盛岡城跡保存活用計画に基づき、お城の正面性の確保を考慮し、地域住民との合意形成を踏まえた上で、まちづくり方針の策定を目指します。

このほか、史跡盛岡城跡の持つ魅力や価値をさらに高めるとともに史跡のより深い理解に資するため、真実性の高い歴史的建造物の復元（再現）等を目指します。



石垣修復



新御蔵地区整備イメージ

2. 城下町らしい風格ある景観づくり

城下町盛岡は「みちのくの小京都」、「杜と水の都」と称され、長い歴史のなかで、盛岡ならではの伝統と文化が育まれています。近代的な都市に変貌を遂げた今日でも、盛岡には、そこかしこに風格のある城下町の面影が息づいています。

盛岡市が進める盛岡らしい都市景観の形成は、観光や暮らしなどに選ばれるまちとして、盛岡の発展を支える要素にもなります。特に、盛岡城跡公園から岩手山や南昌山などへの眺望は、盛岡を代表する景観のひとつであることから、本市が策定した景観計画においても、これを確保することを位置付けています。今後もお城がある地区ならではの特性を積極的に活用した、魅力的な景観づくりを進め、お城の持つ求心力を一層高める必要があります。

このことから、公園周辺の整備事業にあわせ、統一された意匠となる城下町らしい風格あるまちづくりを行うほか、屋外広告物条例による規制誘導などを行います。

また、中津川の環境保全などを実施し、城下町らしい環境づくりを行います。



莫蔭九



上の橋

第3章 目指す将来像と施策体系

3. 歴史文化遺産の継承と魅力発信のまちづくり

若い世代への歴史文化遺産や伝統などの継承は、生涯学習による地域への理解やシビックプライドの醸成につながります。

このことから、史跡盛岡城跡の歴史及び盛岡城跡公園の最大の特徴である石垣の魅力を紹介するパンフレットなどの作成や小学校高学年向けに授業で学習するための副読本等の作成、盛岡城に関する VR や AR の作成などを行い、次世代への歴史文化遺産の継承を行います。

また、さんさ踊り等伝統芸能においても今後も継続して活動し、さらに発展させていくため、補助金の交付を行います。



丸亀城 AR（出典：丸亀市 HP）



さんさ踊り

VR：Virtual Reality の略。コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組みのこと。

AR：Augmented Reality の略。仮想空間の情報やコンテンツを現実世界に重ね合わせて表示することにより、現実を拡張する技術や仕組みのこと。

4. 共につくる、賑わいのあるまちづくり

まちなかの賑わいを創出するためには、城下町盛岡ならではの魅力のアピールに加え、市と市民や民間事業者等が一体的に取り組むことが効果的です。

ついでには、市と市民や民間事業者が、共に支えあいながら「城下町盛岡に行きたい」といった期待に応えられる、選ばれるまち盛岡を目指し、地域を活性化する支援事業などに取り組めます。

また、まちづくりを支えるのは、そのまちのコミュニティや地域のイベントです。特に盛岡城跡公園はイベントなどで活用され、地域の振興やひととまちを結ぶコミュニティの醸成に役立っています。これからも公園をより利用しやすくする取組や情報発信、イベントへの支援を市民や企業、大学等の多様な主体と共に推進します。



さくらまつり



北のクラフトフェア



いしがきライトアップ



いしがきミュージックフェスティバル

第3章 目指す将来像と施策体系

第3節 実現に向けた取組

お城を中心としたまちづくり計画では、目指す将来像の実現に向け、以下の事業に取り組みます。

また、取組の優先度を次の項目に類型化します。

A：実施中又は最優先に取り組む事業

B：他の事業と連動し、優先的に取り組む事業

C：関係者と協議し、実現化に向け取り組む事業

—：既に事業化しており、長期的に継続的に実施する事業

1. 城下町盛岡のシンボルとなる史跡整備・公園づくり

施策の展開・取組	実施時期			優先度
	前期	中期	後期	担当課
(1) 盛岡城跡保存整備事業				
① 史跡盛岡城跡保存活用計画の策定	●			A
史跡とその周辺における各種計画との調整を図りながら、都市計画に対する方向性を示す史跡盛岡城跡保存活用計画を策定しました。				歴史文化課
② 史跡盛岡城跡整備基本計画の改訂		●		A
策定から10年以上経過した整備基本計画について、社会の多様性や求められるニーズ、周辺環境の変化に対応した計画に改訂します。				公園みどり課・歴史文化課
③ 史跡盛岡城跡本丸整備基本計画の策定	●			B
歴史的建造物が集中していた本丸について、具体的な整備方針及び方向性を示した本丸の整備基本計画を策定します。				公園みどり課・歴史文化課・企画調整課 盛岡城復元調査推進室
④ 石垣変位調査	●		▶	—
史跡盛岡城跡の石垣で、複数箇所の定点観測を行い、石垣変位量の調査を実施します。				公園みどり課
⑤ 石垣修復工事	●			A
度重なる地震や降雨などの影響により孕んだ三ノ丸北西部の石垣（343個、14段）の修復工事を行います。				公園みどり課
⑥ 史跡盛岡城跡新御蔵地区整備事業	●			B
三ノ丸周辺の新御蔵地区について、樹木の間伐による環境整備や、園路や芝生広場などの施設整備を行います。				公園みどり課

施策の展開・取組	実施時期			優先度
	前期	中期	後期	担当課
(1) 盛岡城跡保存整備事業				
⑦ 史跡整備事業	●		▶	A
遺構の確認調査を実施し、成果等に基づく整備内容の検討及び整備工事を実施します。				公園みどり課・ 歴史文化課
⑧ 公園施設整備	●		▶	A
渡雲橋や四阿等の改修や補修工事を行います。また、お城で統一された意匠となる素材の活用や史跡を考慮した公園整備を行います。				公園みどり課
⑨ 彦御蔵常設利用のための改修	●			B
藩政時代の建物として公園内に現存する彦御蔵を改修し、一般公開だけでなく、常設利用を目指します。				公園みどり課
⑩ 鶴ヶ池の連続性の確保			●	C
近代公園としての風致を向上させるため、道路で分断されている鶴ヶ池の連続性を再現します。				公園みどり課
⑪ 樹木の適正管理	●		▶	—
史跡として必要な樹木と公園として必要な樹木を総合的に判断し、維持・管理を行います。				公園みどり課
⑫ 盛岡城跡公園の拠点施設の設置			●	C
盛岡城に関する解説や散策ルートのご案内などを備えた拠点施設の設置を目指します。				公園みどり課
⑬ サイン計画の策定と整備	●	▶		A
お城の歴史や由来、盛岡城跡公園内の案内等、公園全体で統一されたサイン計画を策定し、整備します。				公園みどり課
⑭ 遺構説明板設置		●	▶	B
発掘調査成果に基づき、本丸・二ノ丸・三ノ丸等に遺構説明板を設置します。				歴史文化課
⑮ 石垣解説パンフレット作成	●			A
史跡盛岡城跡の歴史や、最大の魅力である石垣の特徴について解説するパンフレットを作成します。				歴史文化課・ 公園みどり課

第3章 目指す将来像と施策体系

施策の展開・取組		実施時期			優先度
		前期	中期	後期	担当課
(1) 盛岡城跡保存整備事業					
⑯	盛岡城跡歴史的建造物の復元（再現）の推進	●		→	—
史資料等の収集及び分析の実施等を通じて、真実性の高い歴史的建造物の復元（再現）等を目指します。					企画調整課 盛岡城復元調査推進室
(2) お城の正面性の確保					
①	櫻山神社参道地区の現況調査の実施	●	→		B
櫻山神社参道地区内の利用形態、土地所有者等の調査を行い、意向等を確認します。					公園みどり課・ 歴史文化課
②	櫻山神社参道地区の将来ビジョンの策定	●		→	C
関係者間で情報を共有しながら、櫻山神社参道地区の将来ビジョンや整備計画を目指します。					公園みどり課・ 歴史文化課
③	櫻山神社参道地区の整備調査方針の策定		●	→	C
整備に必要な条件や関係者等の意向調査を踏まえた上で、アーケードや用地を含む整備や調査の方針を策定します。					公園みどり課・ 歴史文化課
④	内丸緑地（岩手県管理）の利活用		●		A
櫻山神社参道地区や大手先と一体性を持たせ、お城の正面性確保の拠点として岩手県管理の内丸緑地の利活用について協議します。					公園みどり課
⑤	櫻山神社参道地区及び大手先の歩行者空間の整備			●	B
史跡盛岡城跡に正面性をもたせ、歩いて楽しむまちを目指すため、(仮称)内丸プランの内容に併せ、大手先方面の歩行者空間の整備、電線地中化整備の実現化を目指します。					公園みどり課・ 道路建設課
(3) 鶴ヶ池・亀ヶ池の水質改善と維持管理					
①	浄化のための取水施設の維持管理	●		→	—
鶴ヶ池・亀ヶ池に設置した取水施設の維持管理を行います。					公園みどり課

施策の展開・取組		実施時期			優先度
		前期	中期	後期	担当課
(3) 鶴ヶ池・亀ヶ池の水質改善と維持管理					
②	鶴ヶ池・亀ヶ池の水質管理の基準化及び実施		●→		A
鶴ヶ池、亀ヶ池について、より高い基準での水質維持を行うため、修景池としての水質の基準化と基準に合う施設整備を実施します。					公園みどり課
③	協働による環境改善活動の推進	●→			—
鶴ヶ池・亀ヶ池の浄化を図るため、ボランティアによる池清掃活動など協働による取組を推進します。					公園みどり課
(4) 多様な主体との連携による盛岡城跡公園の整備					
①	協働による公園づくり	●→			—
公園の活用や整備にあたっては、市民からの意見を聞き、直接整備に参加していただくなど、協働による整備を行います。					公園みどり課
②	社会貢献活動等の協力による案内情報の充実	●→			—
多様な主体による社会貢献活動の一環として寄付された案内板や樹名板等の活用を行います。					公園みどり課
③	盛岡城跡公園芝生広場整備事業	●			A
盛岡城跡公園としての魅力と価値を向上させ、エリア全体の活性化を図るため公衆用トイレ等の利便性向上に繋がる施設の整備を行います。					公園みどり課

第3章 目指す将来像と施策体系

2. 城下町らしい風格ある景観づくり

施策の展開・取組		実施時期			優先度
		前期	中期	後期	担当課
(1) 城下町らしいまちづくり					
①	内丸地区再整備事業	●		→	A
令和4年3月に策定した「内丸地区将来ビジョン」を踏まえ、内丸地区の再整備等に関する具体的な事業手法等を立案するため、(仮称)内丸プランの策定を行います。プラン策定後は都市計画の見直しのほか、個別施設の建て替えに向けた具体的検討に着手します。					都市計画課
②	景観計画の推進	●		→	—
盛岡城跡公園は盛岡市の象徴的存在であり、城下町としての成り立ちを大切にするため、落ち着きと風格に調和した景観の形成を目指します。					景観政策課
③	屋外広告物条例による規制誘導	●		→	—
良好な景観の形成や風致の維持等の観点から、禁止広告物、禁止地域、禁止物件、許可地域を定め、屋外広告物の表示面積や高さなどの許可基準に基づき条例による規制誘導を図ります。					景観政策課
④	公園周辺のサイン計画の策定	●			A
お城周辺について、城下町の風情に調和した景観づくりを行うため、看板等の構造物の色彩を定めたサイン計画を策定します。					公園みどり課
⑤	公園周辺事業とあわせたサインの整備		●	→	B
盛岡城跡公園～開運橋前までの無電柱化、歩道拡幅事業区間をサイン計画に沿って城下町らしいサイン等を整備します。					道路建設課
(2) 城下町らしい環境づくり					
①	お城と連続性のある中津川の環境保全	●		→	—
自然と触れ合うことができ、お城と連続性のある場所に位置することから、お城と中津川地区の良好な自然環境の保全に取り組みます。					環境企画課
②	都市景観シンポジウム	●		→	—
盛岡固有の景観を守り、創り、育てるために「まちづくりは人づくり」であるとの理念から、盛岡らしい景観形成の実現に向け、盛岡の景観を市民とともに考える場として、都市景観シンポジウムを開催します。					景観政策課

施策の展開・取組		実施時期			優先度
		前期	中期	後期	担当課
(3) 歩いて楽しむ城下町の形成					
①	快適で安全に歩いて楽しむ 中心市街地形成戦略の推進	●		→	A
歩行者や自転車が安全・安心で快適に移動することができ、居心地が良く、歩きたくなる賑わいのあるまちなかの空間を創出するため、「もりおか交通戦略」の各施策を段階的に実施します。					交通政策課
②	交通安全施設等整備事業 岩手公園開運橋線	●			A
盛岡城跡公園～開運橋前までの無電柱化、歩道拡幅事業を引き続き実施します。					道路建設課
③	街路事業 都) 盛岡駅内丸線（大沢川原Ⅱ工区） 都) 本町通天神町線	●		→	A
盛岡駅から岩手女子高校前の交差点まで完了している都市計画道路整備を盛岡城跡公園の西側まで延伸します。また、市道内丸三ツ割五丁目1号線～上の橋西側までの区間について、都市計画道路整備を実施します。					道路建設課
④	ひとにやさしいみちづくり事業 (融雪設備)	●		→	—
中心市街地を中心として、橋梁や既存の融雪区間と連続するように歩道への融雪施設を整備します。					道路管理課 雪対策室
⑤	まちなかウォークブル推進事業	●		→	—
「もりおか交通戦略」、「中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」等に基づき歩行者中心のまちづくりを進め、地域と連携しながら道路空間の利活用を図るなど、居心地がよく、歩きたくなるまちなか形成を図ります。					市街地整備課 まちなか未来 創生室
⑥	自転車走行空間整備事業	●		→	A
マイカー利用を抑制しつつ自転車の利用促進を図るため、自転車が安全で快適に走行できる環境を整備します。					交通政策課

第3章 目指す将来像と施策体系

3. 歴史文化遺産の継承と魅力発信のまちづくり

施策の展開・取組	実施時期			優先度
	前期	中期	後期	担当課
(1) 歴史の継承				
① 協働による歴史文化事業の展開	●			A
事業展開の充実を図るため、「もりおか歴史文化館」などを活用し、協働により方策の検討や事業の展開を行います。				歴史文化課
② 小学生児童用副読本及び活用の手引書の作成	●			A
小学校高学年向けに、授業で盛岡城跡を学習するための解説資料を作成します。				歴史文化課
③ 既存旧町名由来板の適正な管理	●	→	→	—
城下町ならではの旧町名の由来や歴史を文化的遺産として、後世に伝えていくため、町名由来板の巡視及び必要に応じた修繕を行い、適正な管理に努めます。				環境企画課
④ 盛岡城の VR、AR 等の作成	●	→		A
盛岡城の過去の姿の継承及び魅力発信のツールとして、VRやARの作成を目指します。				公園みどり課・歴史文化課
(2) 伝統や芸能の継承				
① チャグチャグ馬コ	●	→	→	—
彩り豊かな装束をまとった馬コが、街なかに鈴の音を響かせながら盛岡八幡宮までの道のりを行進します。伝統的風習を地域資源として活用することで、市内外から多くの観光客を迎えとともに、近隣商店街の活性化を図ります。				観光課
② 盛岡さんさ踊り	●	→	→	—
行政、商工団体、民間団体及び企業等が連携し、毎年8月に実施します。伝統芸能を地域資源として活用し、市内外から多くの観光客を迎えとともに、近隣商店街の活性化を図ります。				観光課

施策の展開・取組	実施時期			優先度
	前期	中期	後期	担当課
(2) 伝統や芸能の継承				
③ 街なかさんさ発信事業	●		→	—
盛岡市の有力なコンテンツである「盛岡さんさ踊り」の8月の本祭り以外でも観覧する機会を創出し、通年型観光に対応します。誘客促進につなげるとともに、伝統継承と観光振興を図ります。				観光課
④ 盛岡秋まつり山車	●		→	—
各町内会や同好会が趣向を凝らし、歌舞伎や歴史上の各場面を桎木作りの大八車に仕立て、名句の音頭と笛・太鼓の音とともに市内を練り歩きます。 伝統文化を地域資源として活用し、市内外から多くの観光客を迎えとともに、近隣商店街の活性化を図ります。				観光課
⑤ 盛岡芸妓育成事業	●		→	—
盛岡の伝統芸能を継承する盛岡芸妓を育成し、観光客向けの芸能披露機会の創出や体験メニュー事業の連携を行うことで、観光客の旅行満足度を高め、盛岡への観光客のリピーターやファンづくりを推進します。				観光課
⑥ もりおか啄木・賢治青春館管理運営事業	●		→	—
国指定重要文化財であるもりおか啄木・賢治青春館の管理運営を行うとともに、各種自主事業を企画し、実施します。				観光課
⑦ 青少年郷土芸能フェスティバル	●		→	—
市内各地に所在する無形民俗文化財の保存継承、後継者育成のため、青少年による発表の場を設けます。				歴史文化課

第3章 目指す将来像と施策体系

4. 共につくる、賑わいのあるまちづくり

施策の展開・取組		実施時期			優先度
		前期	中期	後期	担当課
(1) 賑わいのあるまちづくり					
①	タウンマネジメント機関支援事業	●		▶	—
中心市街地における民間活力の活性を図るため、人流データの利活用を推進するほか、地域おこし協力隊の配置などにより地域事業者への支援体制を充実させることで、タウンマネジメント機能を強化します。					経済企画課
②	中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業	●		▶	—
市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、中ノ橋通一丁目地区市街地再開発組合の再開発の事業費の一部に対して、盛岡市市街地再開発事業補助金交付要綱に基づき、補助を行います。					市街地整備課 まちなか未来創生室
③	もりおか街なかイルミネーション	●		▶	—
地域経済の活性化を図るため、観光客が減少する冬季の新たな誘客促進施策として、「もりおか街なかイルミネーション」を開催します。					観光課
④	花と緑のガーデン都市づくり事業	●		▶	—
市民・事業者・行政の協働により、ハンギングバスケットを軸とした花と緑があふれるまちづくりに取り組みます。					公園みどり課
⑤	市営駐車場管理運営事業	●		▶	—
盛岡市駐車場条例の規定に基づき、指定管理者により、岩手公園地下駐車場（盛岡城跡公園地下駐車場）を適正に運営管理し、道路交通の円滑化を図ります。					都市計画課

施策の展開・取組	実施時期			優先度
	前期	中期	後期	担当課
(2) 共につくるイベントの推進				
① 「映画の街盛岡」の推進	●		▶	—
映画をキーワードに各種ソフト事業を展開することで城下町盛岡の魅力向上と来街者の増加、及び地域の回遊性を高めます。				経済企画課
② 商店街イベント事業の補助	●		▶	—
商店街等のイベント実施に要する費用の一部を補助します。				経済企画課
③ 盛岡さくらまつり	●		▶	—
桜の開花に合わせ、盛岡城跡公園内にぼんぼりを設置するほか、夜桜のライトアップを行います。				観光課
④ 大盛岡神輿祭	●		▶	—
中津川河畔に集合した神輿が勇ましい掛け声とともに大通りを練り歩き、街なかのにぎわいを創出します。				観光課
⑤ 鮭・あゆ・やまめ稚魚放流事業	●		▶	—
盛岡市を流れる河川の清流を全国に知らせ、杜と水の都盛岡の都市イメージの高揚と観光客誘致促進、河川愛護思想の啓蒙を図るため、鮭、あゆ、やまめの稚魚を中津川に放流します。7月には初心者向けあゆ釣り教室を開催します。				観光課
⑥ 「まちなか観光」の推進	●		▶	—
恵まれた歴史的・文化財資源や自然環境を活かし、交流人口の増加を図ることにより、盛岡の魅力に触れてもらいます。また、駅を起点に地域の観光素材を楽しむウォーキングイベントを実施します。				観光課
⑦ 盛岡市農業まつり	●		▶	—
農業者相互の研鑽、一般消費者の農業に対する理解の助長、安心安全な「食」の啓発と「地産地消」の推進を目的に農業まつりを開催します。				農政課

第3章 目指す将来像と施策体系

施策の展開・取組	実施時期			優先度
	前期	中期	後期	担当課
(2) 共につくるイベントの推進				
⑧ 消防演習	●		→	—
消防団員の規律の保持と職責に対する自覚をかん養するとともに、日頃の消防訓練の成果を市民に披露し、併せて防火意識の高揚を図ることを目的として実施します。また、下小路中学校校庭で各種訓練を実施後、中の橋下流の中津川河畔でまとい振り、梯子乗り、一斉放水等を行います。				危機管理防災課 消防対策室
⑨ 消防出初式	●		→	—
消防団員が年頭にあたり、消防の使命を再認識するとともに、消防団員としての決意を新たにし、自覚をさらに深めることを目的として実施します。また、盛岡城跡公園広場で式典実施後、映画館通りまで分列行進を行います。				危機管理防災課 消防対策室
⑩ 公園活性化プラン	●		→	—
市民や事業者の皆さんで実施できる「やってみたい」「できたらいいな」という公園活性化プランを募集し、審査の上承認されれば、都市公園使用料の減免などを行い、公園を貸し出します。				公園みどり課
⑪ 公園の活用によるイベントの推進	●		→	—
誘客促進や賑わい創出を目的に、いしがきミュージックフェスティバルや北のクラフトフェアなどイベントに対して主催者と連携し、公園を活用します。				公園みどり課

第4章 計画の推進に向けて

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の進行管理

「お城を中心としたまちづくり計画」は関連計画に対し、本計画の将来像の実現に向け、意見や提言を行うことで、課題解決に向けたサポートを行う計画です。

計画の推進にあたっては、関連計画で進捗管理をする事業について、双方向のコミュニケーションを積極的に行いながら事業に取り組む必要があります。このことから、本計画期間の10年間において、全体の取組について毎年フォローアップを実施します。

「お城を中心としたまちづくり懇話会」は事業の取組について視野を広く持って評価し、意見や提言を行います。また、「市民・ボランティア団体」、「町内会・商店街」、「企業・団体」、「大学」、「小学校、中学校、高校」、「盛岡市」などの多様な主体がそれぞれの役割を認識し、連携を取りながら主体的に取り組むことで、「お城をシンボルとした、懐かしさと賑わいのあるまち盛岡 ～お城からはじまるまちづくり～」を目指します。



計画推進のイメージ

参考資料

参考資料

1. お城を中心としたまちづくり懇話会設置要領

お城を中心としたまちづくり懇話会

(設置)

第1 お城を中心としたまちづくりに関し意見を得るため、お城を中心としたまちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

盛岡城跡公園並びにその周辺地区について、まちづくりに果たす役割と課題を整理し、今後の整備計画や賑わい創出に向けた具体的な活用方策等に関して、主に次に挙げる事項について意見を述べる。

- (1) 盛岡城跡公園並びにその周辺地区の将来ビジョンについて
- (2) 史跡と共存した盛岡城跡公園の整備について
- (3) 盛岡城跡公園周辺地区を含めた公園の利活用について
- (4) 計画に位置付けられた施策の進行管理等について

(組織)

第3 懇話会は、委員12名以内をもって構成する。

(任期)

第4 委員の任期は平成26年3月31日までとする。ただし、事業の進捗状況等により必要に応じ、継続するものとする。

2 委員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6 懇話会は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7 座長は、必要があると認めるときは関係職員等、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8 懇話会の庶務は、都市整備部公園みどり課において処理する。

附則

この要領は、平成20年6月12日から施行する。

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

2. 委員名簿

(50 音順：敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
工 藤 昌 代	盛岡商工会議所女性会 理事	観光・商工
倉 原 宗 孝	岩手県立大学 総合政策学部 教授	学識経験者
齋 藤 純	石神の丘美術館 美術監督、作家	岩手公園開園 100 周年記念事業関連
坂 本 広 行	宗教法人 櫻山神社 宮司	櫻山地区歴史
佐々木 祐 輔	内丸第二町内会 会長	地域住民
清 水 真 介	合同会社ホームシックデザイン 代表	デザイン
下 玉 利 元 一	盛岡城いしがき文化祭推進フォーラム代表	市民まちづくり団体
高 橋 智	文化地層研究会 代表	歴史・文化
山 内 圭 介	一般社団法人盛岡青年会議所 理事長	観光・商工
下 田 法 子	盛岡市教育委員会 教育部長	
滝 村 敏 道	盛岡市都市整備部 部長	

令和 6 年 11 月時点

参考資料

3. 計画改訂の経過

日 程	会議等
令和4年2月18日	第1回お城を中心としたまちづくり懇話会
令和4年7月20日	第2回お城を中心としたまちづくり懇話会
令和4年8月31日	第1回庁内ワーキンググループ
令和5年2月20日	第3回お城を中心としたまちづくり懇話会
令和5年4月20日	庁内意見照会
令和5年5月18日	第4回お城を中心としたまちづくり懇話会
令和5年9月7日	第5回お城を中心としたまちづくり懇話会
令和6年1月29日	政策形成推進会議
令和6年2月5日	庁議
令和6年2月13日	盛岡市議会全員協議会
令和6年3月25日	パブリックコメント
令和6年3月26日	市民に向けた説明会（プラザおでって）
令和6年5月13日	庁内意見照会
令和6年5月30日	第6回お城を中心としたまちづくり懇話会
令和6年11月29日	お城を中心としたまちづくり計画 改訂版 策定

4. 盛岡城関連年表

分	年号	西暦	藩主	記 事	出典等
不 来 方 城	文治 5	1189		奥州合戦、源頼朝が平泉藤原氏を滅ぼす。工藤行光岩手郡地頭となる	①
	元弘 3	1333		鎌倉幕府滅ぶ	
	建武元	1334		北畠顕家陸奥国司となる、南部師行糠部に入る	
	元中 9 (明德 3)	1392		南北朝合一 南部薩摩守政光、八戸の根城に入る	②
	応永11	1404		南部大膳（義政）、福士親行・秀行に不來方を任せる	③
不 来 方 城 2 期	永享 7	1435	信直	和賀・稗貫の大乱、南部遠州等北奥勢が不來方より出陣（翌年まで）	④
	天文 8	1539		南部晴政、足利義晴より「晴」の一字を拝領。聖壽寺館大火	⑤⑥
	天正10	1582		田子信直、三戸南部を継ぐ	⑦ほか
	天正16	1588		南部信直、斯波氏を滅ぼす	
	天正18	1590		信直、前田利家軍に属し、小田原に参陣 豊臣秀吉、信直に本領安堵の朱印状を交付	⑦⑧
	天正19	1591		九戸合戦、浅野長政らから「不來方」の地へ築城の勸奨を得る	⑥⑨
	天正20 (文禄元)	1592		南部信直、肥前名護屋に出陣 南部氏領内の城割、不來方ほか12城を存置し、厨川・乙部ほか破却	⑩
	文禄 2	1593		福士氏、鶴飼（滝沢市）に移転	③
	慶長 2	1597		3月6日、南部利直を総奉行に築城開始（鋤初）	⑥
	慶長 3	1598		3月、南部信直が、豊臣秀吉の京都醍醐の観桜会に参加	⑪
盛 岡 城 1 期	慶長 4	1599	利直	築城ほぼ成り、信直入城 10月5日、信直、福岡城にて死去	
	慶長 4	1599		12月、利直、家督相続	
	慶長 5	1600		関ヶ原の合戦 南部利直、徳川家康の命により、最上で上杉勢と対陣	
	慶長 8	1603		盛岡城普請一応の完成	
	慶長13	1608		盛岡城修理	
	慶長14	1609		城下町並の整備一応成る	
	慶長16	1611		10月中津川に上ノ橋をかけ、青銅擬宝珠20個を取り付ける 造営大奉行七戸隼人正直時	⑫
	慶長17	1612		中津川に中ノ橋をかけ、青銅擬宝珠20個を取り付ける 普請奉行田代治兵衛	
	元和元	1615		9月中津川に下ノ橋をかける 普請奉行波岡八左衛門	
	元和元	1615		大坂夏の陣、豊臣家滅ぶ 利直、徳川家よりカンボジア産の虎を拝領	
盛 岡 城 2 期	元和 3	1617	重直	6月盛岡侍屋敷町割始まる 利直、紫波の郡山城に移る	
	元和 3	1617		野田掃部を森ヶ岡城代として大修築（2期工事開始）	⑬⑭
	元和 3	1617		諸土町整備成る	
	元和 5	1619		三戸より庶民を盛岡に移し、三戸町とする	
	寛永元	1624		盛岡城修築成り、南部利直が福岡城より移る	⑭
	寛永 3	1626		処刑した切支丹を城内の虎の檻に入れる	⑮ほか
	寛永 3	1626		利直、紫波の郡山城を居城とする	
	寛永 4	1627		新御蔵を城内から内丸に引移す	
	寛永 9	1632		8月18日、利直死去	
	寛永 9	1632		10月、重直、家督相続	
	寛永10	1633		南部重直盛岡城に入城 以後、藩主居城となる	
	寛永11	1634		この年、盛岡城炎上（寛永10、13年の説あり）	
	寛永13	1636		夏、本丸仮普請中に落雷し炎上する（寛永10年、11年の説あり） 福岡城の古材で外曲輪に御新丸を普請し、仮御殿とする 盛岡城再造営	⑯

参考資料

分	年号	西暦	藩主	記 事	出典等
盛岡城 2 期	寛永18	1641	重直	御新丸普請出来	
	慶安元	1648		7月21日、時鐘こわれる	
				9月25日、時鐘出来上がる	
	承応2	1653		閏6月29日、城内八幡神社を築立したところ烏帽子岩出る	
	明暦2	1656		夕顔瀬橋架設	
	万治2	1659		本丸三重櫓鋳造のため、京都の釜師小泉仁佐衛門を召抱える	
				広小路できる	
	寛文2	1662		9月盛岡近在大洪水で中津川3橋落ちる	
	寛文3	1663		中ノ丸、太鼓堂もともに焼亡	
	寛文4	1664		9月12日、重直死去	
	寛文4	1664		12月6日、重信、家督相続	
	寛文5	1665		3月1日、山口三右衛門を瓦焼奉行に仰付	
				郡山城をこわす	
		3月26日、御新丸の居間前の石垣構築		⑰	
	寛文7	1667		6月6日、三ノ丸冠木門石垣、二ノ丸石垣の普請が許可される	⑱
8月15日、城普請入用の石垣石材を志和郡長岡より船で召上げる			⑰		
		11月15日、この年の石垣普請を終了する			
盛岡城 3 期	寛文8	1668	1月21日、石垣普請着工（再開）	⑰	
			6月14日、石垣普請完成		
			4月26日、御本丸普請成就		
			6月14日、御成石垣普請なる		
			6月26日、御田屋清水御堀の橋普請出来る		
	寛文9	1669	7月5日、鳩御門の建直し及び外石垣普請実施	⑰⑲	
			11月5日、重信が建直しの完了した鳩御門を通る		
	寛文10	1670	6月3日、大洪水中津川3橋及び夕顔瀬橋流失		
	寛文12	1672	淡路丸御蔵普請		
	寛文13 (延宝元)	1673	5月21日、舟入場の石垣修復、先年の本丸三重矢倉1箇所、二重矢倉箇所焼失に伴う再建許可	⑳	
			北上古川舟付木戸新規に建立		
			7月1日、北上川新川の開削普請始まる		
	延宝2	1674	3月21日、盛岡城三階櫓工事着手 奉行、野田弥右エ門・松尾安左エ門		
			4月20日、本丸三重櫓、二階櫓再建にあたり、「瀬戸瓦」を発注	⑰	
			4月、中津川三橋普請出来る		
			中津川北上川新土手できる		
			7月17日、本丸二階櫓工事着手		
		8月28日、新山橋できる			
	延宝3	1675	本丸二階櫓再建、北上川の開削工事完成	⑲	
			6月29日、本丸三階櫓棟上		
	延宝4	1676	9月1日、城廻りの堀端に桜垣建直し仰付		
10月17日、中津川普請出来る					
延宝5	1677	御勘定場新築（二ノ丸）			
延宝6	1678	10月15日、郡山御殿取毀の材木にて盛岡城内御末方普請			
		三戸土手裏に時鐘を設ける 城内の時太鼓停止			
延宝7	1679	7月10日、二ノ丸西方の土手長さ 100間余、新規に石垣を築くこと、淡路丸、三ノ丸に二階蔵を建てること、三ノ丸石垣の修復等が許可される	⑰		
		11月24日、石垣破損修す	⑰		

分	年号	西暦	藩主	記 事	出典等
盛岡城 3期	延宝 8	1680	重信	2月1日、石垣石材を外曲輪（現在の内丸）石間、八戸屋敷、斗米（とっこべ）石を（中ノ橋通）から切り出す	⑰
				3月8日、本丸石垣築仰出	
				5月8日、徳川家綱死去により普請中断	
				9月4日、二階蔵三箇所建替え及び石垣補修完成	
				10月21日、再び城内石垣普請方幕府より許可	⑰
	延宝 9	1681		2月9日、本丸石垣築懸	
	天和元	1681		6月27日、斗米鐘楼十三日町裏へ移す	
	天和 2	1682		2月29日、普請中の本丸二階下、吹上門北側の石垣20間余が崩れる	⑰
				4月29日、同上石垣普請許可	
				上ノ橋の架け替え	
				8月25日、本丸西側の石垣補修仰付け	⑰
				8月29日、本丸石垣の修理着手	
	11月22日、二ノ丸北側の石垣修理完了				
	天和 3	1683		6月22日、新山舟渡土橋被仰渡	
	貞享 2	1685		大手より東方川端の土手崩れる	
	貞享 3	1686	3月、二ノ丸西側の石垣完成（7年間かかる） 石垣奉行 奥寺八左衛門・野田弥右衛門	二ノ丸 西面	
			8月12日、大手門筋土手崩れの築直し幕府より許可		
	元禄 3	1690	8月9日、新山土橋渡初め		
	元禄 4	1691	7月24日、三ノ丸側惣堀繕う		
	元禄 5	1692	行信	7月27日、行信、家督相続	
	元禄13	1700		城内の焰硝蔵を愛宕山に移す	
	元禄15	1702		6月18日、重信死去	
				10月11日、行信死去	
	元禄15	1702	信恩	11月27日、信恩、家督相続	
	元禄16	1703		幕府に対し、本丸・二ノ丸・三ノ丸等の石垣11箇所の補修を願い出る	⑰
				9月29日、普請願が許可される	
	元禄17	1704		1月2日、大地震により本丸の壁と石垣が崩れ、破損したため、 藩主・諸役人共々御新丸に移る	
				4月5日、孕んでいる箇所の石垣普請を野田弥右衛門・川守田弥五兵衛に指示	⑰
盛岡城 4期	宝永元	1704	4月21日、鶴姫死去により石垣普請取り止め	⑰	
			7月25日、石垣根石設置をするよう指示	⑰	
			12月10日、石垣普請完了		
	宝永 2	1705	3月13日、石垣修理を雪が消えるまでの間休止とする	⑰⑱	
			5月1日、二階櫓・車門・石垣修復について、幕府に願い出る		
			三ノ丸瓦門北石垣修復	⑰⑱	
			7月1日、幕府に対し、二階櫓・鳩御門ほか修理願出る		
			9月2日、三ノ丸北側石垣修復工事完成	㉑	
			11月22日、車門の石垣修理一部完成 残りは来春に着工するよう指示	⑰⑱	
			3月3日、本丸石垣の修繕のため、御廊下、御二階取り壊し		
	宝永 3	1706	3月22日、廊下橋・三ノ丸たたみ立て直し指示	⑰⑱	
			8月12日、幕府に対し、絵図を持って石垣普請の説明を行う		
	宝永 4	1707	2月12日、本町裏の堀の中にある石を石垣に使用するよう指示	⑰	
			2月19日、石垣及び御二階普請に着手		
			3月、本丸二階櫓石垣修復の石材を、本町裏の堀から採取	⑰⑱	
			3月19日、石垣並びに二階櫓の普請取付け		
			9月13日、城内の柵建直しの普請を仰付けたが、当年不作のため、石垣普請を停止 12月8日、信恩死去		

参考資料

分	年号	西暦	藩主	記 事	出典等		
盛岡城4期	宝永 5	1708	利幹	閏正月 5 日、利幹、家督相続			
				1 月24日、大風、北御櫓鯨吹き落ちて所々損す			
	宝永 6	1709		御新丸に能舞台造立			
				7 月 4 日、三階櫓鯨棟上			
	享保元	1716		内丸屋敷萱葺の処枉葺被仰出			
	享保 4	1719		1 月10日、本丸御末より出火			
				1 月12日、馬屋普請出来			
	享保10	1725		6 月 4 日、利幹死去			
	享保10	1725	利視	7 月21日、利視、家督相続			
	享保15	1730		榊山曲輪に榊山正一位稲荷大明神を崇め、藩内の総鎮守とする			
	享保18	1733		11月10日、御城内（三ノ丸）太鼓堂に太鼓を釣り上げ、寛文以降停止のものを再建			
	元文 2	1737		10月16日、紙丁橋普請出来			
	元文 5	1740		1 月11日、幕府に対し石垣修復を申し出る	⑰		
				本丸西北石垣・二ノ丸乾之方石垣修補許可される	⑰		
				3 月20日、城内石垣普請奉行御者頭石川助左衛門を仰付る			
				淡路丸石垣にハバキ石垣を取り付け、崩落を防ぐ 石材は日蔭山より採取（二ノ丸東側を含めて延享年間まで施工）	⑲		
				6 月15日、石垣普請を仰付	⑰		
				7 月23日、新御蔵完成			
				本丸三階櫓の瓦葺修理の普請に取り掛かる			
				9 月 1 日、御中丸から大沢川原方の石垣修理着手	⑰		
				寛保 2	1742	9 月19日、中ノ橋架け替え出来渡り初め	
						11月21日、淡路丸の石垣普請で使用する石材を雪のあるうちに運搬しておくよう指示	⑰
	本丸御三階修復、6 月29日に完成						
	寛保 3	1743				淡路丸南面石垣補修工事中断	
	寛保 4	1744		2 月10日、石合御蔵完成			
				5 月、本御蔵普請			
				この年、惣御門惣柵建替			
				延享 4	1747	12月18日、淡路丸南面の石垣補修、ハバキ石垣設置完了	⑰
	寛延 2	1749		7 月 5 日、彦蔵が完成する			
				9 月22日、城内淡路丸に信直の神位を勧請・淡路大明神造立			
宝暦 2	1752			3 月28日、利視死去			
利雄	宝暦 2	1752	5 月22日、利雄、家督相続				
	宝暦 3	1753	6 月18日、御本丸百足橋下菜園入口の柳木に落雷す				
			9 月 5 日、城内に雷堂を造立鎮座				
			7 月19日、綱門修復仰付				
	宝暦12	1762	中丸御門内の番所、大工小屋前門を建て、瓦葺とする				
			8 月11日、下ノ橋普請出来る 9 月、夕顔瀬橋の下流土手を新築				
			8 月22日、御鷹部屋前の堀側大腰掛新規普請				
	宝暦13	1763	5 月16日、城内外の惣堀並びに木御繕普請				
			10月 4 日、城内淡路丸櫻山御宮修復				
	明和元	1764	10月29日、中丸玄関前から車御門まで切石普請				
			この年、下ノ橋御門新規建直し				
			11月10日、綱御門建替普請				
			明和 3	1766	7 月 7 日、紙丁橋架け替え		
	三階櫓を改修						
	5 月 3 日、地震により石垣孕み 2 箇所						
	百足橋下に二間・三間の土蔵を造る						
	盛岡城5期	明和 7	1770				
明和 8		1771					
安永元		1772					
安永 2		1773					

分	年号	西暦	藩主	記 事	出典等	
盛岡城 5期	安永 6	1777	利雄	6月21日、綱御門脇から大納戸所後の柵を修理		
				9月、御新丸御門・堀・屋根大破につき修理		
	安永 7	1778		4月22日、城内石垣の普請修補許可		
	安永 8	1779		7月22日、城内石垣所々孕み出て、その修理許可となる		
				10月、中ノ橋架け替え。下ノ橋普請		
				12月 5 日、利雄死去		
	安永 9	1780	利正	2月 7 日、利正、家督相続		
	天明 2	1782		3月、御新丸建物の堀を修理		
				6月20日、上ノ橋新規架け替え		
	天明 3	1783		盛岡城下仁王厩を城内の桜馬場に移す		
	天明 4	1784		5月 5 日、利正死去		
	天明 4	1784	利敬	7月17日、利敬、家督相続		
	天明 5	1785		8月24日、大雨風のため綱御門倒壊		
	天明 6	1786		御勘定所を建て替え		
	天明 7	1787		9月、御新丸普請成就		
	天明 8	1788		10月29日、綱御門普請出来て上棟する		
	寛政 6	1794		5月15日、勘定所新規建替		
				6月16日、中ノ橋普請（10月17日出来）		
	寛政 7	1795		明神曲輪の石垣普請ができる		
	寛政11	1799		5月14日、下ノ橋普請		
				7月 6 日、車門屋根瓦損じ普請		
				三階並びに石垣普請		
	寛政12	1800		3月 6 日、二ノ丸諸役所の住居替仰出 御目付所前に土蔵建て「御留蔵」とする		
				10月、大手先の外堀二箇所埋まり、復旧を老中より許可される	②②	
				10月15日、城外の外堀修補		
	享和 2	1802		御新丸新規に普請できる		
	享和 4	1804		8月12日、上ノ橋架け替え完成		
	文化 5	1808	2月25日、御末御門のことを御本丸御門と改称する			
	文化 7	1810	9月29日、盛岡城本御蔵二番三番新規建替え			
	文化 9	1812	淡路丸大明神を櫻山神社と改める 淡路丸に桜馬場を設ける			
	文化13	1816	6月、城内諸役所の名改める			
	文政 2	1819	5月、城内櫓山御本社棟上			
	文政 3	1820	6月15日利敬死去			
	文政 4	1821	利用	7月 9 日、鳩森曲輪土堀大雨で崩れる		
				8月21日利用（先）死去		
	10月、利用（後）、家督相続					
文政 6	1823	9月 7 日、暁御台所前御蔵一箇所焼失				
文政 8	1825	7月18日、利用（後）死去				
文政 8	1825	利済	9月23日、利済、家督相続			
文政12	1829		5月、広小路屋敷普請始まる			
文政13	1830		広小路御殿を新たに造営 御菜園も造営し、泉水庭園に曲水の茶屋、万歳橋などを建てる 稲荷堂・雷神社も再建 八幡社を建てて、三武社と号する			
		5月、中ノ橋架け替え 9月27日、広小路御殿棟上				
天保元	1830	10月20日、本丸庭に式舞台普請仰出				
天保 5	1834	11月 1 日、寅刻城内御小納戸預かりの彦御蔵焼失				
天保 7	1836	3月20日、本丸「御三階」を「御天守」と唱えることとする。	②③			
天保13	1842	4月24日、下御殿を以後清水御殿と唱えるよう仰出				

参考資料

分	年号	西暦	藩主	記 事	出典等
盛岡城5期	天保14	1843	利濟	8月30日、清水御殿の大工小屋焼失	
	弘化元	1844		5月3日、外三御門に見張番所建つ	
				11月、城内毘沙門潤朝日溪に湧泉あり御茶水とする	
				11月4日、城内鳩森曲輪鹿島竈堂焼失	
	弘化2	1845		3月24日、城内上り口普請仰出	
	弘化3	1846		6月20日、車御門普請完成	
	弘化4	1847		本丸の表居間を改築 本丸中庭に舞台が設けられる	
	嘉永元	1848	利義	6月27日、利義、家督相続	
	嘉永2	1849	利剛	10月25日、利剛、家督相続	
	嘉永3	1850		中ノ橋普請	
	嘉永4	1851		御菜園の普請すべて成就	
	嘉永5	1852		三ノ丸鳩森下石垣普請	
	安政元	1854		本丸御殿の不要な部分を整理し始める 鳩森下曲輪石垣の修復が行われる 聖長楼三階・孔雀之間・海老之間・中二階廊下・杜若之間・蔦之間・車寄などを取り壊す	
	安政2	1855		冠木御門番所の脇並びに大手門脇の石垣普請	
				4月14日、利濟死去	
	文久2	1862		本丸天守の普請できる	
	明治元	1868		9月25日、戊辰戦争で盛岡藩降伏する	
	明治元	1868	利恭	12月17日、利恭、家督相続	
	明治2	1869		7月、盛岡藩庁を城内に置く 10月15日、城内惣神社他所に移す	
	明治3	1870		7月、廃藩置県により盛岡県となる 8月、盛岡県庁を城内に置く	
	明治4	1871		県庁を仁王村広小路の藩主別邸に移す	
	明治5	1872		城域が陸軍省の所管となる	
	明治7	1874		城内建物を入札により払い下げ、取り壊し	

出典：史跡盛岡城跡保存活用計画

※出典等一覧

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①『吾妻鏡』 | ⑬『藩史草稿』 |
| ②『八戸家伝記』 | ⑭『郷村古実見聞記』 |
| ③「福土系図」 | ⑮「バジェスの582章」 |
| ④『稗貫状』 | ⑯「盛岡城図（金沢）御新丸図」 |
| ⑤『大館日記』 | ⑰『御城廻御修補』 |
| ⑥『祐清私記』 | ⑱『老中奉書返書』 |
| ⑦『南部根源記』 | ⑲盛岡藩家老席日記『雑書』 |
| ⑧「豊臣秀吉朱印状」 | ⑳『幕府老中奉書』 |
| ⑨『旧記』 | ㉑「石垣普請奉行刻銘」 |
| ⑩「南部諸城破却書上」 | ㉒「盛岡城大手先御堀浚御願」 |
| ⑪「信直書状」 | ㉓盛岡藩家老席日記『覚書』 |
| ⑫「青銅擬宝珠銘」 | |

5. 関連計画等

各関連計画はお城を中心としたまちづくり計画の4つのまちづくりの方針（第3章第2節参照）との関係性において網羅的であり、方針に位置付けた個別事業との関係性も多岐にわたるものとなっています。

各関連計画の概要は、次のとおり記載します。

【盛岡市総合計画・基本構想（2015（平成27）年～2025（令和7）年）】

この構想は、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むに当たり、長期的な観点に立ち、社会情勢の変化などを見据えながら、本市の実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すものです。お城を中心としたまちづくり計画を含め、盛岡市のまちづくりに関する施策の上位計画です。

①基本目標

- ・人がいきいきと暮らすまちづくり
- ・盛岡の魅力があふれるまちづくり
- ・人を育み未来につなぐまちづくり
- ・人が集い活力を生むまちづくり

②まちづくりを考える上で重視する視点

- ・若者や女性が住みたくなるまち
- ・高齢者がいきいきと暮らすまち
- ・人にやさしい安全・安心なまち
- ・都市の魅力を磨き選ばれるまち
- ・次世代につなぐまち
- ・東北の拠点となるまち
- ・共につくるまち

③目指す将来像

『ひと・まち・未来が輝き世界につながるまち盛岡』

市民の誰もがいきいきと暮らし、人の営みを支える産業やにぎわいがまちに活力を生み、盛岡らしさをいかしながら新しい魅力を生み出し、未来に引き継いでいくとともに、市民が盛岡のまちに誇りを持ち、世界の中で盛岡らしさを発揮できる世界につながるまちを目指すものです。

【盛岡市都市計画マスタープラン】

「都市計画マスタープラン」は、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針で、まちづくりに対する基本的な考えを明示した全体構想と、地域ごとの計画である 15 の地域別構想で構成されています。

①全体構想（令和 3 年 7 月変更）

まちづくりの基本理念は、これまで培ってきた盛岡らしい文化を守り、育み、開花させることをねらいとしています。そのためには、本市の財産である自然や歴史を次代に継承していくことが大切になると考えます。その上で都市の賑わいや活力を高めていくまちづくり、人や環境にやさしいまちづくりなどを市民協働により継続して行っていきます。

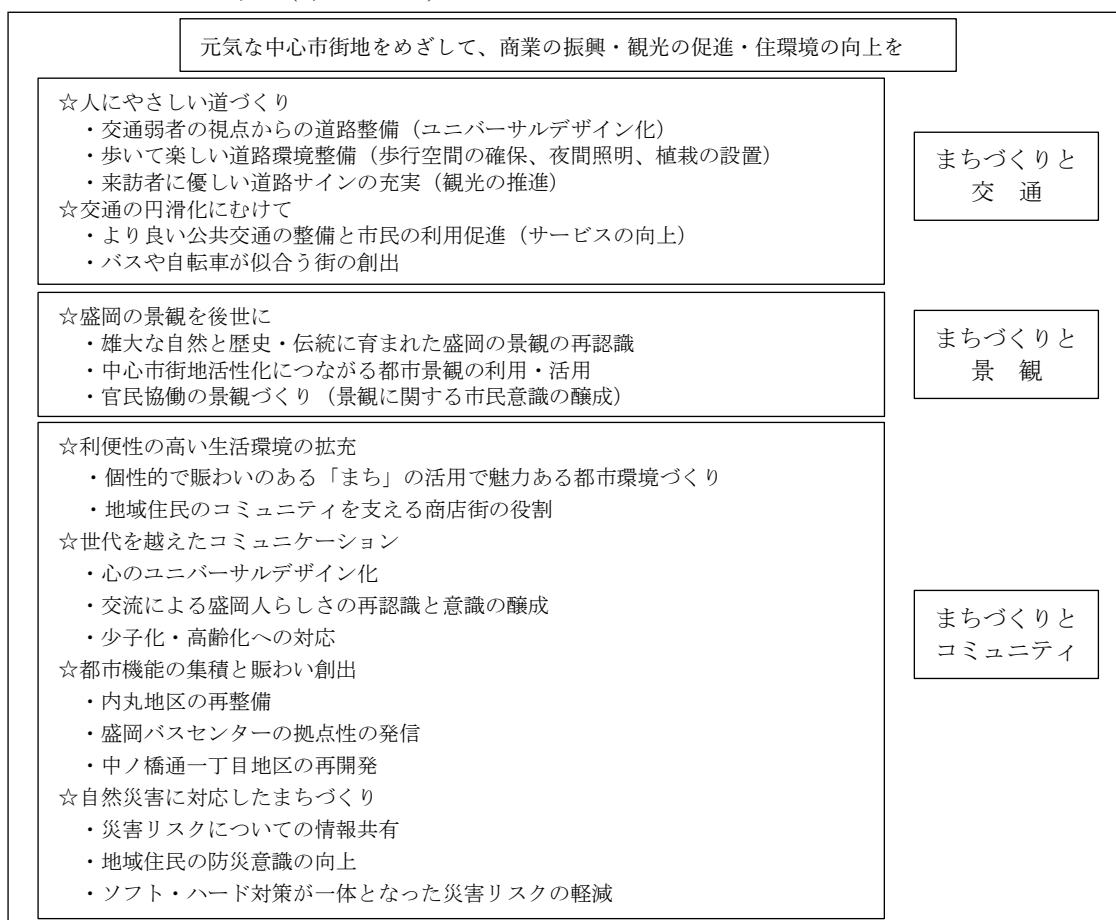
■まちづくりの基本理念

『心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成～市民協働によるまちづくり～』

②地域別構想（令和 5 年 3 月変更）

地域別構想は、全体構想を受けて、主に市街地における地域の特色あるまちづくりを進めるための基本的な考え方を示します。お城を中心としたまちづくり計画のエリアは、中心地域に含まれています。

■まちづくりの方向性（中心地域）



盛岡の中心としての誇りを持ち、市民意識を高め、地域の質の向上を図る

豊かな自然、歴史と伝統、景観、都市機能が融合した活力ある中心市街地

■まちづくりの目標と基本方針（中心地域）

・目標

『都市の趣（おもむき）を大切にしながら元気で心豊かなまちづくり』

～水と歴史が育み 人情と活気あふれる 中心地域～

・基本方針

- i) 人にやさしく元気なまちづくり
- ii) みんなで気づき、守り育てる盛岡の景観
- iii) さあ始めよう！身近なところのまちづくり

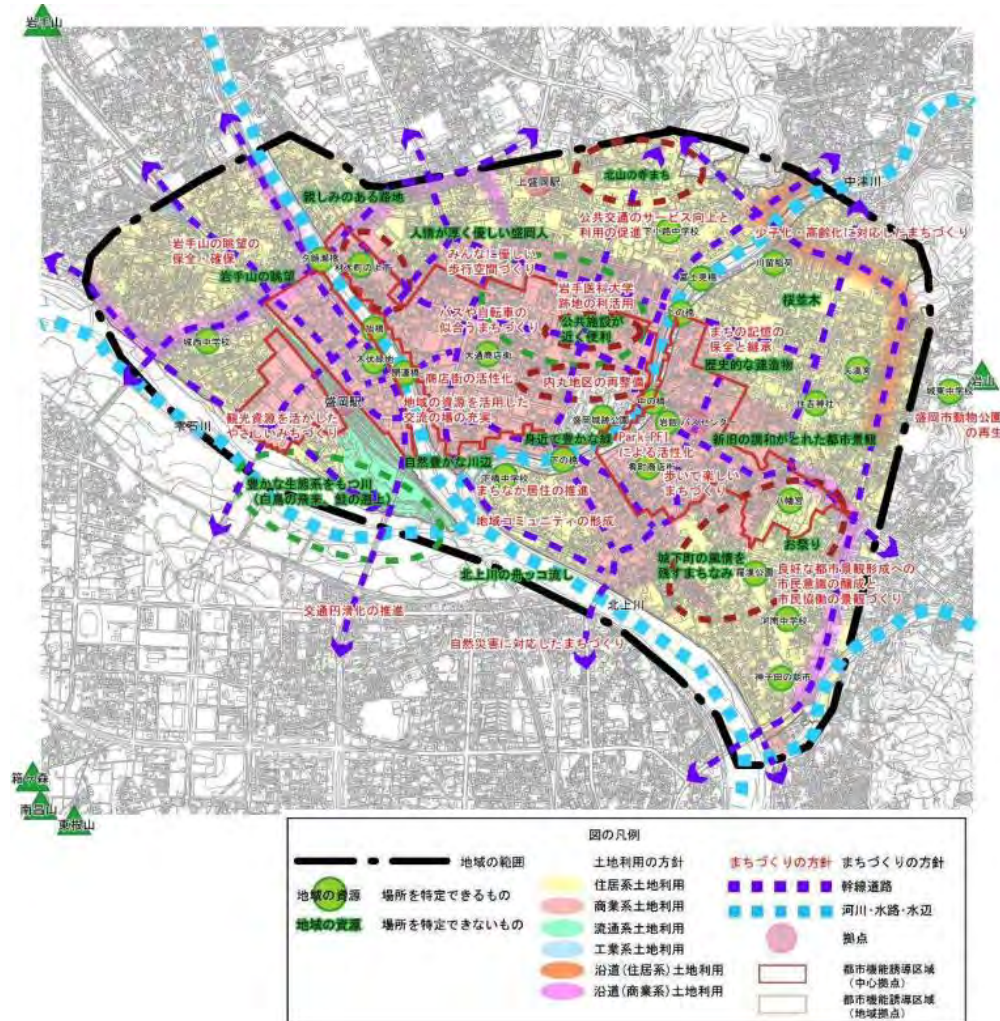


図. まちづくりの方針マップ（中心地域）

【盛岡市景観計画】

景観計画は、景観条例とともに、都市景観形成ガイドラインの理念である「市民とともに考え、ともに歩む～盛岡方式」をさらに発展させ、新たな都市の変化に対する景観的課題の顕在化、市民の景観に対する新たな意識の高まりに対応し次世代に継承できる景観からのまちづくりを実現するため、本市の景観政策の充実と向上を図り、盛岡固有の景観を守り、創り、育てることを目的として示すものです。

■景観計画の目標像

『潤いと彩りのあるまちの風景づくり』

「ふるさとの山の眺望を大切にした風景づくり」「水と緑を大切にした風景づくり」「歴史と伝統が息づく風景づくり」「歩行者に快適な魅力ある風景づくり」「住み続けたいくなる住まいと風景づくり」の5つのテーマに基づき、まちの風景づくりに取り組むことにより、情緒、風情、賑わい、四季の変化が織り成す、潤いと彩りのあるまちづくりを進め、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」の実現を目指しています。

■盛岡城跡公園とその周辺地区の位置付け

①特徴

盛岡城跡公園は、石垣、樹木、池、中津川などが一体となって、盛岡を代表する歴史景観であり、二ノ丸からの岩手山眺望は盛岡を象徴する景観となっており、お城を中心とした城下町としてのまちの成り立ちが、景観に落ち着きと風格を醸し出しています。

また、市街地や盛岡城跡公園からの山並み眺望は、盛岡らしさを代表する景観となっています。

②景観形成の基本方針

- ・眺望景観保全地域「盛岡城跡公園からの岩手山の眺望領域」及び「盛岡城跡公園からの南昌山の眺望領域」により眺望を確保します。

- ・盛岡城跡公園、お城の石垣や堀、歴史的建造物などの景観をまちづくりの重要な資源と位置付け、歴史景観と調和した建物の外観への配慮、誘導、景観上重要な道路においては、無電柱化や高品質舗装などにより、中心市街地のシンボルとなる都市公園（史跡）として活用しながら、風格や歴史性を尊重した景観形成に努めます。また、二ノ丸からの岩手山眺望の保全を継承していきます。

③歴史景観地域

(指針)

位置：盛岡城跡を中心とする歴史的情緒のある景観との関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。 など

高さ：盛岡城跡周辺では、お城の眺めが阻害されないよう、建築物の高さに配慮すること。

形態・意匠：建築物や塀等については、伝統的雰囲気と調和するよう配慮すること。 など

素材：伝統的素材感を生かし、歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。 など

緑化：地内はできる限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。

屋外広告物：屋外広告物は、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材について、歴史的景観との調和に配慮したものとする。

その他：歴史的な雰囲気との調和が十分に配慮されたものとする。（城跡、石垣、池、神社、清水、川、橋との調和、建築物の規模・形状・色彩のデザインや石垣からの引きの距離など） など

(勧告基準)

色彩：屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。

建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。

建築設備：道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。

【盛岡市観光推進計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）】

観光推進計画は、本市の観光課題の解決を図るため、本市の観光の目指す姿と基本目標に基づき、市民が一丸となって取り組んでいくための基本施策とアクションプランを定め、観光地域づくりを推進するものです。

①目指す姿

良好な自然環境と先人から受け継いだ伝統の暮らし・文化に根差した本市の魅力の体感により、市民はもとより観光客にも盛岡ファンになってもらい、効果的な情報発信により世界から盛岡ファンを引き寄せ、活発な交流が行われる東北の観光交流都市を目指します。

『世界から盛岡ファンを引き寄せる 東北の観光交流都市』

②基本目標

- ・「歩いて楽しむまち盛岡」の魅力向上による盛岡ファンの拡大
- ・デジタルプロモーションなどの情報発信による認知度の向上
- ・メガスポーツイベントや東北 DC を活用した誘客の推進

③基本施策

観光まちづくりの4つの柱を設定し、基本施策を展開していきます。

（1）選ばれる観光地域づくり

- ア 情報発信の強化と受入環境整備
- イ 盛岡観光のブランディング
- ウ 盛岡ファンづくりとプロモーション
- エ まちなか観光の推進（重点化施策）

（2）観光産業の「稼ぐ力」向上

- ア 観光関係団体・事業者の人材育成
- イ MICE 誘致の推進（重点化施策）
- ウ 他産業と連携した付加価値の拡大

（3）広域観光の推進

- ア 広域連携による誘客活動の推進
- イ 広域周遊観光の核づくり
- ウ 都市間交流の推進

（4）国際観光の推進

- ア インバウンド誘致のためのコンテンツ開発とプロモーション（重点化施策）
- イ インバウンド受入環境の整備
- ウ 海外との相互交流の促進

【盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画（2020(令和2)年度～2024(令和6)年度）】

盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画は、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を活用するとともに、都市としての良好なイメージや知名度（都市ブランド）を高めることにより、盛岡を愛する人を増やし、選ばれる都市となることを目指すために、市内外に戦略的に発信するための方策を示すものです。

①シティプロモーション指針

1. 基本的な考え方

この指針及び推進計画では、第二次盛岡ブランド推進計画の基本的な考え方を継承し、“市内外に「盛岡を愛する人」を増やし、盛岡市が選ばれる都市となること”を目指し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を掘り起こし、磨き上げ、その魅力を活用するとともに、その中から、人それぞれの目的に合わせた魅力を選択し発信するなど、効果的・戦略的な情報発信を行うことにより、良好な都市のイメージを形成する一連の取組（シティプロモーション）を推進します。

2. シティプロモーションの方向性

- (1) 盛岡ブランドの掘り起こしや磨き上げなど、価値の向上
- (2) マーケティング手法に基づく戦略的なプロモーションの実施
- (3) アウタープロモーションとインナープロモーションの両輪による取組
- (4) 情報発信の体制強化

②シティプロモーション推進計画

この推進計画では、様々な施策別の計画におけるプロモーションを整理し、より「盛岡を愛する人」を増やすよう、戦略的なプロモーションを推進します。

- (1) 盛岡ブランドの価値向上
 - ・盛岡ブランドの推進 ・新たな盛岡ブランドの開発
- (2) 戦略的なプロモーションの実施
 - ・戦略的なプロモーションの実施（マーケティング手法の導入）
- (3) 市街住民に向けたアウタープロモーション
 - ・市外住民とつながる取組 ・市外にしながら行動してもらう取組 ・移住を促す取組
- (4) 市内住民に向けたインナープロモーション
 - ・盛岡の暮らしを知ってもらう取組 ・愛着や誇りを持ってもらう取組
 - ・行動してもらう取組

【第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン（令和5年度～令和9年度）】

第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプランは、中心市街地の事業者や商店街、市民及び市などが、それぞれが担う役割を踏まえ、相互に連携し、継続して中心市街地の活性化に向けて取り組むことを目的として定めたものです。

①求められる中心市街地の機能

- (1) 魅力ある商店街・商業施設等
- (2) 自然・歴史・文化と都市空間が調和した街並み
- (3) 盛岡らしさの発信
- (4) 歩いて楽しい街なか空間
- (5) 雇用創出、地域経済の牽引
- (6) 地域公共交通の拠点形成
- (7) 行政、教育、医療等の拠点施設等の集積
- (8) 暮らしやすい住環境の整備
- (9) 中心市街地地域外との連携による都市機能の相互補完

② プランのテーマ

『ウォーカブルで創造する価値がつながるまちづくり』

③ 基本方針

- 1 商店街等の魅力・経営力の強化による地域経済の活性化
 - ・商店街、商業施設などを中心とした賑わい創出
 - ・商店街等の魅力や、地域事業者の経営力の強化に対する支援
- 2 暮らしや便利さを支える拠点機能・住環境の充実
 - ・都市機能の中核を担う拠点施設等の充実
 - ・道路整備などによる住環境の充実
- 3 中心市街地地域内外の回遊性の向上
 - ・中心市街地地域内外をつなぐ仕組みづくり
 - ・公共交通、徒歩・自転車で移動しやすい環境の整備
- 4 タウンマネジメント機能の強化
 - ・タウンマネジメント機能の強化

【盛岡市歴史的風致維持向上計画（平成 30 年度～令和 9 年度）】

歴史的風致維持向上計画は、平成 20 年に制定された「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、盛岡市の持つ美しいまち並みや文化、人材などの地域資源を活用し、まちの魅力と活力を維持・向上させ、盛岡市らしいまちづくりを推進するため、歴史まちづくり法第 5 条の規定に基づき定めたものです。

①盛岡市の維持向上すべき歴史的風致

- （１）盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致
- （２）盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致
- （３）水と関わる暮らしにみる歴史的風致
- （４）盛岡の伝統産業にみる歴史的風致

②重点区域における施策・事業

- （１）歴史的建造物の維持保全に関連する事業
 - ・旧第九十銀行保存修理事業
 - ・歴史的風致形成建造物保存整備事業
 - ・歴史的風致形成建造物維持管理事業
 - ・歴史的風致形成建造物修理・集計事業
 - ・盛岡城跡保存整備事業
- （２）市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の活用に関連する事業
 - ・市民民俗芸能・祭礼継承支援事業
 - ・無形民俗文化財継承支援事業
 - ・歴史的建造物調査事業
 - ・歴史文化資源情報発信事業
 - ・地場・伝統産業支援事業
 - ・盛岡小さな博物館事業
- （３）まちなみと良好な景観形成に関連する事業
 - ・無電柱化事業
 - ・大慈寺地区街なみ環境整備事業
 - ・高松公園整備事業
 - ・環境保護地区維持管理事業

【盛岡市歴史文化基本構想】

盛岡市歴史文化基本構想は、盛岡市内各地域にあるさまざまな文化財を、指定の有無や種類の違いに関わらず、文化財相互の関連や文化財の周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用するための基本構想である。文化財を保存し有効に活用しながら、市域や地域の魅力を増進させていくため、地域の歴史的経過や特性を明らかにし、一定の方針のもと、長期的な視野で、計画的に保存・活用していくことを目的とし、定めたものです。

■盛岡城と城下町の保存管理計画

① 保存と継承のための基本方針

- ・ 盛岡城と城下町および盛岡藩政関係の関連文化財を保存し、未来へ継承する。
- ・ 盛岡城跡をはじめ、外曲輪、遠曲輪、瓦窯跡、陶磁器窯跡の発掘調査等の調査資料については、盛岡市遺跡の学び館に一括して収蔵管理し、活用を図る。
- ・ 市内に所在する盛岡藩関係等の藩政時代古文書、および関連する文化財の掘り起こしと把握に努める。

② 文化財周知の基本方針

- ・ 盛岡市遺跡地図の記載内容について、調査成果に基づいた遺跡範囲の見直しや、新規発見遺跡等の登録、掲載等を行うため、5年～10年を目途に改定を行う。
- ・ 中核文化財の史跡盛岡城跡や、関連する文化財について説明板や案内標示等を整備する。
- ・ 史跡盛岡城跡や関連する文化財について、平成23年（2011）7月開館のもりおか歴史文化館、および盛岡市遺跡の学び館の展示や学芸事業で紹介する。

③ 保存管理の基本方針

- ・ 史跡盛岡城跡について、史跡保存管理計画（策定中）に基づき、適正な保存管理を行う。
- ・ 史跡指定地以外の盛岡城跡および、外曲輪跡、遠曲輪跡などの埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、遺跡の現状保存を原則とする。ただし、開発行為等で保存措置が困難な場合は、発掘調査を実施し、埋蔵文化財の内容を記録する。
- ・ 発掘調査の結果、重要遺構や遺物が確認された場合は、開発計画の見直し等、保存措置について協議する。
- ・ 市内に所在する盛岡城や盛岡藩、城下町関係の文化財（藩政時代史料や商業文書、宗教関係史料を含む）について、所在地、所蔵者を明らかにしておくとともに、散逸防止に努める。

【史跡盛岡城跡保存活用計画】

史跡盛岡城跡保存活用計画は、国指定史跡としてこれまで着実に保存の措置が取られてきた盛岡城跡を、今後も盛岡城跡を適切に保存し、次世代へと良好な状態で着実に継承していくため、史跡の有する本質的価値とその構成要素とともに、本質的価値以外の周辺環境を含む構成要素を明確化し、史跡および史跡を有する都市公園として調和のとれた保存・活用を進めるための方向性、方法、現状変更の取り扱い基準などを定めることを目的とし、定めたものです。

①課題

■保存に関する課題

- ・盛岡城の歴史や構造を把握するための発掘調査や史・資料の調査を継続的な実施
- ・石垣変位調査の総括と調査方針の策定
- ・石垣カルテの作成と遺構の保全と公園利用者の安全確保のための適切な経過観察
- ・地下遺構の確認調査と保護措置の検討
- ・継続的な樹木の維持・管理
- ・櫻山神社参道地区の具体的な対応方針の提示

■活用に関する課題

- ・史跡を解説するパンフレットやホームページの充実と AR（拡張現実）や VR（仮想現実）コンテンツの作成も視野に入れた事業展開。
- ・史跡盛岡城跡の解説資料やサイン等の整備
- ・史跡に隣接するもりおか歴史文化館と一体化した運用の推進
- ・彦御蔵の存在を周知して、公開活用する機会や方法の検討

■整備に関する課題

- ・遺構の平面表示や歴史的建造物の再現の検討
- ・各種調査研究成果を踏まえた、近世城郭としての公園整備
- ・堀跡（鶴ヶ池・亀ヶ池）の水質改善
- ・地下遺構を考慮した電線地中化
- ・四阿等の適法性の整理

■運営・体制に関する課題

- ・保存活用に関わる取り組みについて、関係各課を横断的に調整する組織の結成
- ・各団体等に対して情報提供を適宜行いながら、協働の維持管理に努める
- ・史跡の歴史性に配慮した適正な維持管理方法を指導・助言

②計画の大綱

- 1 盛岡城跡の価値を調査研究により深化させ、確実に保存し次世代へつないでいく。
- 2 風格と賑わいのある盛岡城跡を、歴史的な象徴性を高める拠点として活用する。
- 3 市民や観光客を惹きつける魅力的な歴史空間として、着実に整備を推進する。
- 4 地域総がかりで、盛岡城跡への理解と誇り・愛着を育む活動を持続的に展開する。

③基本方針

■保存・管理の基本方針

- ア 石垣や堀、土塁など、地下遺構の適切な保存と次世代への継承
- イ 整備や保全範囲の明確化と現状変更等に関する方針の策定と厳密な運用
- ウ 歴史的価値の深化のための調査研究
- エ 城下町に関連した歴史資産の調査研究や保存
- オ 櫻山神社参道地区についての地域との情報共有

■活用の基本方針

- ア 城下町に関連した歴史遺産の価値の伝承と環境の創出
- イ 歴史的風致とにぎわいの維持向上
- ウ 遺構の復元（再現）に向けた機運の醸成と史・資料の情報提供と周知の機会の創出

■整備の基本方針

- ア 堀、石垣、土塁の保存と修復
- イ 撤去・改変された石垣、虎口などの地形のほか、歴史的建造物の復元整備の推進
- ウ 歴史的建造物の復元等の調査・研究を踏まえた検討と、計画的な推進
- エ 長岡安平の設計原案の保全と利用しやすい公園の整備
- オ 植栽の整備、維持管理と堀（鶴ヶ池、亀ヶ池）の水質向上
- カ 盛岡城跡の歴史的価値を損なうことのない範囲の来訪者への情報提供や管理の拠点の充実や、解説機能の強化、トイレ等の便益施設等の整備

■保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針

- ア 保存整備と日常の維持管理、調査研究等を着実に推進するための組織体制の整備
- イ 関係機関や審議会の指導を受け、課題の把握や解決を図る
- ウ 市関係部局との緊密な連携のもと、各種事業の推進
- エ 指定管理者への遺構や事物に即した適切な管理方法、内容を指導・助言
- オ 関係機関と連携した情報発信と、文化財の保存や活用・維持管理等を協働で実施できる体制整備と人材育成
- カ 社会情勢等を踏まえた計画や事業内容を見直し

【史跡盛岡城跡整備基本計画（平成 25 年度～令和 14 年度）】

史跡盛岡城跡整備基本計画は、史跡保存管理計画において示された保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するために定めたものです。

①課題

■史跡としての課題

- (1) 「城」らしい景観の欠如
- (2) 石垣の変位
- (3) 特徴的な遺構の改変・撤去
- (4) 内堀および土塁の保全
- (5) 彦御蔵の整備活用
- (6) 調査研究の推進

■公園および観光資源としての課題

- (1) 近代公園としての文化的価値の保存
- (2) 植栽の適切な維持・管理
- (3) 公園施設の総合的な再整備

■活用上の課題

- (1) ソフト事業の展開
- (2) もりおか歴史文化館との連携の強化
- (3) 周辺の歴史遺産等のネットワークの強化

②整備目標

史跡・近世城郭としての歴史的価値と、近代以降の文化的景観の保全と調和を図りながら事業を推進することにより、盛岡の象徴的なランドマークとして再生していくこと

③整備の基本方針

- (1) 城の象徴性を高める整備の実施
- (2) 歴史的価値を構成する遺構の保全
- (3) 近代以降の文化的景観の保全（盛岡城内外からの石垣眺望の確保）
- (4) 都市公園・観光資源としての機能強化
- (5) 管理運営及び事業推進体制の強化
- (6) 近世城郭遺構（建築物・石垣等）の保存整備：廃城期（幕末～明治 7 年以前）の状態を概ねの基準とする。

近代公園としての文化的価値を保全する範囲：長岡安平による公園整備（明治 39 年）の状態を概ねの基準とする。

【史跡盛岡城跡植栽管理基本計画】

史跡盛岡城跡植栽管理基本計画は、平成 23 年度に策定した「史跡盛岡城跡整備基本計画」に基づいて、国指定史跡の樹木の適切な管理により盛岡城跡の保存を図るとともに、公園のより一層の利用を促進するために定めたものです。

①植栽管理の方針

植栽管理の対象方針を示した樹木は以下のとおりです。対象となった樹木については、伐採や剪定、移植など対策を講じます。

（１）石垣や遺構の保全に影響を及ぼす樹木

- ・石垣の積み石に変位を及ぼしている樹木
- ・石垣に近接している樹木
- ・土塁・堀跡等法面を洗堀している樹木
- ・遺構の保存上支障となる樹木

（２）史跡の保存整備上支障となる樹木

- ・史跡整備上支障となる樹木
- ・史跡整備及び学術調査に伴う発掘調査で支障となる樹木
- ・緑地空間に密生している樹木や、幹や枝が枯損し倒木や落枝の可能性のある樹木

（３）歴史的価値を構成する樹木の保護育成

- ・江戸時代から育成する可能性のある樹木
- ・明治期以降から育成する樹木
- ・樹齢が古いとされる樹木
- ・幹周り 3 m 以上の樹木
- ・生育数が少ない樹木
- ・移入された樹木
- ・記念に植えられた樹木
- ・標本木・副標本木

（４）危険を及ぼす可能性のある樹木

②史跡の修景・景観・眺望に関わる植栽管理

石垣の顕在化や、城内外の眺望確保を目的として視点場を設定し、樹木の伐採や剪定を行います。

- (1) 藩主や藩士の登城ルートに沿った景観修景
- (2) 園路沿い石垣裾部周りの修景
- (3) 本丸西側「有陽亭」から城下
- (4) 本丸中央から南昌山
- (5) 本丸東側から早池峰山
- (6) 二ノ丸西側「望岳亭」から岩手山
- (7) 西側からの遠景～近景
 - ・菜園通りから榊山稻荷曲輪の石垣
- (7) 西側からの近景
 - ・大通交差点から三ノ丸の石垣
 - ・教育会館向側入口から二ノ丸の石垣
 - ・吹上門下から淡路丸の石垣
- (8) 東側から中景
 - ・もりおか歴史文化会館西側から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣
 - ・芝生広場南西入口から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣
- (9) 東側から遠景～近景
 - ・毘沙門橋から本丸・淡路丸の石垣
- (10) 北側からの近景
 - ・櫻山神社西側入口から三ノ丸瓦門及び両側石垣
- (11) 南側からの近景
 - ・南西入口から淡路丸の南西石垣
 - ・南東入口から淡路丸の南東角石垣

【第2次盛岡市緑の基本計画（令和3年度～令和12年度）】

緑の基本計画は、都市公園の整備や都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進など緑に関する基本的な方針を定めたものです。平成13年度～令和2年度までの前計画では、緑を増やすことを重視していましたが、これまでの取り組みの成果や社会的情勢の変化を踏まえ、緑の「量的な確保」から「質を高める」ことへの転換を行い、「緑が持つ多くの機能」を十分に発揮できる状態にすることを目的としています。

①基本理念

緑が文化になるまち 盛岡

②課題

- （1）緑の保全・維持管理
- （2）緑の利活用
- （3）緑の整備・更新

③基本方針と戦略

基本方針1 緑を適正に管理し、持続可能な緑の環境を整えます。

戦略1 計画の適正な運用や指導による緑の環境の維持

戦略2 緑化活動の支援による新たな担い手の育成

基本方針2 つながりの空間を目指し、緑の利活用を促進します。

戦略3 利用しやすい公園の供給による交流の促進

基本方針3 緑の多機能性を活かし、魅力的な緑をつくります。

戦略4 地域の実情を踏まえた公園機能の分担

戦略5 民間活力を活かした緑の整備・更新

【内丸地区将来ビジョン】

内丸地区将来ビジョンは、内丸地区に立地する官公庁や周辺の企業、住民などの関係者のほか、広く市民や盛岡に通勤する周辺市町の住民等と盛岡市や内丸地区の現状と課題を共有しながら、概ね 20 年後を見据えた内丸地区のあるべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を取りまとめることを目的として定めたものです。令和 4 年度からは、これに基づき、ビジョンの具現化に向けて、「(仮称) 内丸プラン」の策定に取り組んでいます。

1 内丸地区の課題

- (1) 築 50 年を超える建物群
- (2) 市庁舎の老朽化、建替え
 - ①老朽化と建替え用地の確保
 - ②洪水災害の危険性
 - ③市庁舎の機能分散等
- (3) 中心市街地の経済動向
 - ①吸引力の低下
 - ②流動人口の減少
- (4) 岩手医科大学の移転

2 内丸地区の将来像

- (1) 重視すべき視点
 - ①社会経済活動の中心的役割の維持
 - ②交流人口の維持・拡大
 - ③新たな価値の創出
 - ④頻発する自然災害への対応
 - ⑤ICT（情報通信技術）の活用
 - ⑥SDGs の実現
 - ⑦ポストコロナに対応した地方創生
- (2) 内丸地区のあるべき姿
 - ・県都の核として社会経済を牽引するまち内丸
 - ・城下の風格と都心空間が調和するまち内丸
 - ・英知が集い未来を創造するまち内丸

【盛岡市立地適正化計画】

盛岡市立地適正化計画は本格的な人口減少を見据え、高齢者でも出歩きやすく健康で快適な生活を確保し、子育て世帯などの若年層にも魅力的なまちにするとともに、財政面・経済面で持続可能な都市の構築を目指し、コンパクトな都市構造への誘導をこれまで以上に推進していくため、公共交通でアクセスしやすく魅力ある拠点の形成を図るとともに、身近に公共交通がある居住環境の形成を推進することを目的として定めたものです。

1 解決すべき課題の抽出

- ①若者や子育て世代を含む生産年齢人口に対する定住促進による都市活力の維持
- ②県庁所在都市盛岡としての魅力及び都市機能集積の推進
- ③都市の中心部と各地域を繋ぐ公共交通ネットワークの形成

2 取組方針

- ①公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成
- ②若者や子育て世代を含む生産年齢人口に対しての定住を促進
- ③利用しやすい地域公共交通網の形成

3 誘導施策

- ①都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策
 - (1)公共交通でアクセスしやすいにぎわい拠点の形成
 - (2)訪れやすい環境の整備
 - (3)歴史的まちなみの魅力向上
 - (4)地域拠点の魅力向上
- ②居住誘導区域における人口密度の維持を図るための施策
 - (1)安心で利便性の高い住まいの供給
 - (2)歴史的な趣のある居住環境の形成
 - (3)若者や子育て世代の定住を促進
 - (4)安心して子どもを産み育てられる環境整備
 - (5)安心安全な市街地の形成
 - (6)空き家等対策の推進
- ③低未利用土地の有効活用と適正管理のための施策
 - (1)低未利用土地の有効活用と適正管理

④地域の魅力を活かしたまちづくりの促進に係る施策

- (1)地域コミュニティ活動の推進
- (2)地元への愛着の形成、移住・定住の促進
- (3)空き家等対策の推進
- (4)良好な居住環境の形成
- (5)適正な用途規制の転換

⑤利用しやすい地域公共交通網の形成に係る施策

- (1)公共交通の利用促進に関する施策
- (2)利用しやすい公共交通関連施設の整備



盛岡市都市整備部公園みどり課

〒020-8532 盛岡市津志田 14-37-2 TEL 019-639-9057

E-mail kouen@city.morioka.iwate.jp